

Ⅲ 北海道博物館の運営

1 施設及び周辺環境の整備

道民とともに歩み、愛される博物館として豊かな時間と空間を提供し続けるために、関係機関と連携を図りながら周辺環境の整備や利用者の安全確保に努めるとともに、記念ホールなどの館内施設の活用を図っています。

関係機関との連携

北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館及び道立自然公園野幌森林公園の一体的かつ効果的な管理・運営に努めていくため、関係機関との一層の連携を進めています。

(1) 道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会

この協議会は、道立自然公園野幌森林公園の関係機関相互の情報交換や連絡調整を図り地域内の合意形成を行うとともに、道立自然公園における保護と利用促進に必要な施策を実施することで、実情に応じた保護・利用形態を創出することを目的として、平成13(2001)年4月6日に設置されたものです。

構成 (2019年4月時点)

石狩森林管理署、空知総合振興局森林室、札幌市、北広島市、江別市、一般財団法人北海道歴史文化財団、北海道博物館(事務局)

2019年度の実施内容

実施日	内容
2019年4月24日	運営協議会の開催(平成30年度事業報告、平成31年度事業計画の策定など)

(2) 野幌森林公園林野火災予消防対策会議

この会議は、野幌森林公園における林野火災の予防及び消火に万全を期すため、関係機関との連絡調整をはじめ、公園区域内のパトロールや林野火災予防のための普及啓発活動を実施することを目的に設置されています。

会議に参加している機関 (2019年4月時点)

野幌森林愛護組合、一般財団法人北海道歴史文化財団、公益財団法人北海道埋蔵文化財センター、石狩森林管理署、空知総合振興局、札幌市、江別市、北広島市、北海道博物館(事務局)など

2019年度の実施内容

実施日	内容
2019年4月24日	対策会議の開催 <議題>・平成30年林野火災発生状況 ・平成31年度野幌森林公園林野火災予消防対策実施要領案

施設管理

当館は昭和46（1971）年に竣工した北海道開拓記念館の施設を利用しており、それ以来数度にわたり施設改修や設備の補修を実施してきました。平成27（2015）年の開館に際して、多目的トイレの新設、収蔵庫電子ロックシステムの導入など、大規模な施設改修を行いました。開館後は、来館者の安全を確保し、より利用者の利便性の向上を図るため、館内設備の補修や周辺環境の整備に取り組んでいます。

2019年度の実施等(1件)

実施日	内容
2020年3月25日	職場研修（北海道博物館消防計画について他）

2019年度の設備および周辺環境の整備(5件)

実施日又は期間	内容
2019年9月11日～9月26日	野幌森林公園内平成30年台風21号樹木被害処理業務
2019年10月19日～11月20日	大地の手防水剤塗布業務
2019年10月19日～11月20日	瑞穂の池堤体観測測量業務
2019年10月25日～12月13日	野幌森林公園内平成30年台風21号樹木被害処理業務その2
2020年3月19日～3月30日	野幌森林公園内平成30年台風21号樹木被害処理業務その3

2019年度の安全な誘導経路確保工事(バリアフリー化)

障がい者・高齢者も含めたすべての方に、北海道博物館の展示を安心かつ安全に観覧していただくため、北海道博物館展示室への安全な誘導経路の確保を目的として、2020（令和2）年の冬に、館内設備のバリアフリー化に向けた整備を行いました。今回の改修は、トイレの表示ならびに階段について、北海道札幌視覚支援学校、北海道カラーユニバーサルデザイン機構等にご協力をいただきながら、“だれも見やすく”かつ“博物館の雰囲気合う”デザインや色調とすることを旨とした改修を行いました。

場所	内容
館内トイレ	トイレの場所を示す表示について、表示の方法を統一・表示パネルの大きさを拡大
展示場外の階段	階段の段鼻(階段のへりの部分)が見やすくなるよう、へりの部分にこげ茶色の強力な粘着シートを装着



改修後のトイレ表示(1階女子トイレ・多目的トイレ)



改修後の階段(段鼻)

指定管理者業務

北海道博物館では、旧北海道開拓記念館だった平成18(2006)年より指定管理者制度を導入しています。現在、指定管理者は以下のような責任の分担により、施設や設備の維持管理などを行っています。

項目	区分	内容	道	指定管理者	
施設の管理 運営	利用提供業務	・利用窓口（利用の受付、案内、承認、制限、取消し）、苦情対応、利用指導等 ・駐車場における利用の承認、利用指導、苦情対応 ・特別展示室の貸室事業等の実施		◎	
	利用料金の収受	利用料金の決定、収受、減免	○	◎	
	博物館事業	(資料収集) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集 (資料の保存) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を保存管理 (資料の展示) ・展示及び特別展示の企画運営・解説 (調査研究) ・北海道の歴史、文化、自然等に関する資料等の調査研究 ・調査研究に伴う紀要、調査報告書等の発行等 (教育普及事業の実施) ・講演会、体験学習会等の開催による学習の場の提供等 ・体験学習室の運営 (案内書等の作成配布) ・展示物に関する案内書、解説書等の作成及び配布 (記念ホール等の使用) ・使用の受付、承認、制限又は取消及び付随業務 (特別観覧) ・資料の特別観覧の受付、承認、指示及び付随業務 (模写品等の刊行) ・資料の模写品等の刊行等の受付、承認 (資料の貸出) ・資料の貸出の受付、承認	◎		
	利用促進業務	パンフレット、ポスター、営業等による広報活動		○報道発表	◎
		インターネット・広報紙等による情報提供事業		◎	○
		利用者満足度調査の実施、結果の公表		◎	◎
	事故処理等	事故発生時の応急処置、道・警察等への連絡等	◎	○	
	災害時対応	災害発生時の応急処置、道・警察等への連絡等	◎	○	
	利用者の利便性向上等に資する業務	利用者の理解・利用の促進に資する行催事又は事業等の実施 食堂、売店等の設置による飲食物等の販売提供		◎	
	施設設備等の 維持管理	植物等管理	敷地内芝生・樹木等の管理		◎
施設の保守点検		設備等の法定点検、供与物品の管理、管理施設及び備品等の修繕・更新、消耗資材の交換等	○	◎	
衛生管理		日常清掃、特別清掃、ゴミ処理		◎	
警備業務		警備業務（敷地内巡回点検等を含む）		◎	
除排雪		管理用道路、記念塔前ロータリー、百年記念広場区の遊歩道、業務用駐車場、記念塔前駐車場（博物館側）、博物館前庭等の除雪		◎	
展示施設の管理		・総合展示室の展示の保守業務（映像展示機器等の保守業務を含む）		◎	
有害駆除		・博物館建物内の防虫防鼠 ・記念施設地区内の蜂、カラスの巣等駆除		◎	
備品等の管理		調査研究業務に係る研究備品等の維持、管理、更新等 調査研究業務以外に係る施設及び備品等の維持、管理、更新等	◎	◎	
安全確保	施設利用者の安全確保		◎		
その他	指定管理業務に伴う財務、契約、記録管理等		◎		

※「北海道立総合博物館指定管理者公募要項」(平成30年10月)より抜粋

博物館資源の活用

展示会の関連イベントなどに際して、関係機関や団体と連携し、記念ホールや講堂などの大規模空間を活用した企画を実施したほか、総合展示室関連のオリジナルグッズの販売を行っています。

(1) 施設の活用

2019年度施設の活用

施設	実施日又は期間	内容	主催・企画者	
記念ホール	2019年4月27日 ～5月12日	マオリ芸術工芸学校によるパフォーマンス・アート(カパ・ハカ)	テプイア、ニュージーランドマオリ芸術工芸学校	
	2019年7月5日	第5回特別展「アイヌ語地名と北海道」開会式	北海道博物館	
	2019年7月6日 ～9月23日	第5回特別展「アイヌ語地名と北海道」第3会場	北海道博物館	
	2019年8月28日	第2回野幌森林公園ヒグマ対策連携会議	石狩振興局	
	2019年11月3日 (随時受入)	ミュージアムコンサート アイヌ音楽ライブ 視察受入(海外、道議会等)の会場として活用	北海道博物館	
	講堂	2019年4月24日	野幌森林公園林野火災予防対策会議・道立自然公園野幌森林公園管理運営協議会	北海道博物館ほか
		2019年4月29日	Tukulho 高校生ワークショップ	テプイア、ニュージーランドマオリ美術工芸学校
		2019年6月21日	第1回野幌森林公園ヒグマ対策連携会議	石狩振興局
		2019年7月11日	全国歴史民俗系博物館協議会2019年度年次集会	全国歴史民俗系博物館協議会
		2019年7月14日	北海道ジオパークまつり2019	北海道博物館
2019年8月2日		教員のための博物館の日	一般財団法人北海道歴史文化財団他	
2019年8月16日		博物館教育プログラム研修会	北海道博物館	
2019年11月16日		企画テーマ展関連特別イベント「エゾシカまつり」	北海道博物館、一般社団法人エゾシカ協会	
2020年2月13日		研修会「視覚障がい者に対応した博物館づくりにむけて」	北のミュージアム活性化実行委員会	
2020年3月13日		第1回「はっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」に係る活用イメージに関する懇談会	北海道	
グランドホール	2019年4月27日 ～5月14日	マオリ芸術工芸学校による工芸(彫刻)実演	テプイア、ニュージーランドマオリ芸術工芸学校	
	2019年8月10日	特別展関連イベント「北海道地名クイズ王決定戦」	北海道博物館	
	2020年2月17日	北海道博物館におけるアイヌの人々の遺骨に係る慰霊行事	北海道	

(2) オリジナルグッズ

区分	グッズ名		
総合展示関連(9品) (平成27年度より販売中)	付箋	定規	コットンバッグ
	メモ帳	鉛筆2本セット	木札ストラップ
	消しゴム	珪藻コースター	B5ノート



総合展示関連グッズの一部

※オリジナルグッズは、北海道博物館入口のミュージアム・カフェ(指定管理者運営 TEL011-898-0466)で販売しています。

ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想

道立自然公園野幌森林公園は、昭和40年代の北海道百年記念事業の一環として公園指定され、公園内に所在する北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔は、北海道が積み重ねてきた歴史・文化や先人の遺業、そして自然に触れることができる場として、多くの方々に親しまれ、利用されてきました。

しかし、開設から約50年が経過したこともあり、施設の老朽化や利用者数の減少など様々な課題が生じていることから、北海道環境生活部では、50年後を見据えて、道民の財産であるこれらの施設を、歴史・文化・自然を体感し交流できる空間として再生し、次世代に伝えていくための基本構想として「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」を平成30(2018)年12月に策定しました。

主な検討経過

平成28(2016)年10月～平成29(2017)年10月	「北海道の歴史文化施設活性化に関する懇談会」開催(全5回)
平成29(2017)年11月	「百年記念施設の継承と活用に関する考え方」策定
平成30(2018)年4月～7月	住民等へのアンケート、専門家ヒアリング、大学への出前講座、道民ワークショップ実施
平成30(2018)年5月～8月	「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想検討会議」開催(全3回)
平成30(2018)年9月	構想(素案)公表、パブリックコメント募集開始
平成30(2018)年11月	パブリックコメント実施結果及び構想(案)を公表
平成30(2018)年12月	ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想を策定・公表

構想の概要(基本方針・主な施設の方向性)

施設ごとの点としてではなく、自然豊かな周辺地域を含めたエリア全体を対象に、歴史、文化、自然を五感で「体感」し、国内外から訪れる多くの人々と交流できる賑わいのある空間として再生を目指します。

- | | |
|---|--|
| (1)北海道博物館 | (2)北海道開拓の村 |
| ・本道の中核的博物館、道民参画型博物館として、さらなる魅力向上に努める。 | ・博物館としての役割を基本としながら、国内外からの旅行者をターゲットにした観光拠点や、古民家再生等人材の育成拠点としての活用を図る。 |
| ・2020年に開設される国立アイヌ民族博物館等との役割分担を考慮に入れながら幅広い連携を図る。 | |
| (3)百年記念塔・塔前広場 | (4)野幌森林公園・近隣施設との連携 |
| ・長く道民の皆さんに親しまれてきたが、老朽化に伴う利用者への安全確保や将来世代への負担軽減の観点から、解体もやむを得ないと判断し、耐久性や維持コストにも配慮した新たなモニュメントを配置した交流空間とする(発展的継承)。 | ・良好な自然環境を保全するとともに、安心して利用できる環境づくりを進める。 |
| | ・周辺の文化・スポーツ施設等と連携を図ることにより、より魅力的な交流空間として再生する。 |

2019年度の主な取組

2020年3月13日 | 第1回 ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想に係る活用イメージに関する懇談会 開催

今後の方向性

構想の実現に向け、具体的な取組に関する事業を実現可能なものから順次取り組みます。

野幌森林公園周辺に出没したヒグマに係る対応

令和元（2019）年6月10日に、道立自然公園野幌森林公園でヒグマが確認されました。この地域でヒグマが確認されたのは、昭和17（1942）年以来、77年ぶりのことです。

この目撃情報を受けて北海道博物館では、ヒグマが確認された6月10日から駆除された9月5日までの期間、野幌森林公園施設の管理の一環として、森林公園の安全な利用のための対応を実施しました。

主な対応(2019年6月10日～9月5日)

野幌森林公園の利用者に対する注意喚起を目的として、ヒグマの出没状況確認ならびに公園利用者への注意喚起のため、以下のような対応を行いました。

- ・職員による森林公園内の巡視
- ・森林公園利用者への注意喚起（ホームページでの周知、看板の掲示）
- ・ヒグマが生ゴミ・廃棄物に近づかないためのゴミ等の適正処理に係る啓発
- ・ヒグマの目撃情報（痕跡を含む）の収集及び現地確認・記録
- ・関係機関との連携・協力・情報共有

※ 公園内巡視の詳細やヒグマの目撃情報等から得られたヒグマの移動経路や行動等については、ホームページ上での発信のほか『北海道博物館研究紀要』第5号所収の「2019年に野幌森林公園に出没したヒグマについて」にて報告しています。

他機関・地域との連携

ヒグマの出没状況や対応について、関係者が共通認識を持ち連携を図るため、石狩振興局保健環境部環境生活課が事務局となり、関係諸機関が集まり、会議を行いました。

会議参加者：

札幌市、江別市、北広島市、江別警察署、厚別警察署、札幌市消防局、江別市消防本部、北広島市消防本部、石狩森林管理署野幌森林事務所、北海道猟友会札幌支部、北海道猟友会江別支部、北海道猟友会札幌支部北広島部会、空知総合振興局森林室、学識経験者（酪農学園大学、北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター）、北海道博物館、環境生活部生物多様性保全課、石狩振興局（地域創生部地域政策課、産業振興部農務課、保健環境部環境生活課）

実施日	内容	場所
2019年6月21日	第1回野幌森林公園ヒグマ対策連携会議	北海道博物館講堂
2019年8月28日	第2回野幌森林公園ヒグマ対策連携会議	北海道博物館記念ホール

2 北海道立総合博物館協議会

北海道立総合博物館条例に基づき、北海道立総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、「北海道立総合博物館協議会」及び「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置しています。令和元（2019）年度の開催日・協議事項は次のとおりです。

北海道立総合博物館協議会

2019 年度実施の北海道立総合博物館協議会

- | | | |
|-------|-----|---|
| 第 1 回 | 日 時 | 2019 年 9 月 19 日 (木) 14:00～16:00 |
| | 場 所 | 北海道博物館 講堂 |
| | 議 題 | (1) 会長および副会長の選出
(2) 北海道博物館 第1期中期目標・計画期 外部評価に関する総合協議
(3) 北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会特別委員の選任について
(4) 令和元年度北海道立総合博物館協議会 スケジュール等について |
| 第 2 回 | 日 時 | 2020 年 3 月 27 日 (金) 13:30～15:30 |
| | 場 所 | 北海道博物館 講堂 |
| | 議 題 | (1) 副会長選出
(2) 北海道博物館 第 1 期中期目標・計画期 外部評価報告
(3) 令和元年度アイヌ民族文化研究センター専門部会実施報告
(4) 北海道博物館 第 2 期中期目標・計画および令和 2 年度計画
(5) 北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会特別委員の選任について
(6) 令和 2 年度 北海道立総合博物館協議会スケジュール |

委員（2020 年 3 月末現在。任期：2019 年 9 月 6 日～2021 年 9 月 5 日）

氏 名	現 職	備 考
宇佐美 暢子	株式会社北海道二十一世紀総合研究所 顧問	
大原 昌宏 (会長)	北海道大学総合博物館 副館長(教授)	
児島 恭子	札幌学院大学 教授	
佐々木 史郎	国立アイヌ民族博物館設立準備室 主幹	
住吉 徳文	サッポロビール株式会社 北海道本部本部長付担当部長 兼サッポロビール博物館長兼北海道戦略営業部	
中村 吉雄 (副会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、千歳アイヌ協会 会長	2020 年 3 月 27 日より在任
湯浅 万紀子	北海道大学総合博物館 副館長(教授)	

[任期途中の退任]

澤田 一 憲 (副会長) 在任期間:2019 年 9 月 6 日～2020 年 1 月 22 日

北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会

2019年度実施の北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会

第1回	日時	2019年11月19日(火) 13:30~15:30
	場所	北海道博物館 講堂
	議題	(1) 令和元年度第1回北海道立総合博物館協議会実施報告 (2) アイヌ民族文化研究センター平成30年度事業実績及び令和元年度事業計画 (3) 今後のスケジュール等について (4) その他

委員 (2020年3月末現在。任期：2019年11月1日~2021年10月31日)

氏名	現職	備考
大島 稔	小樽医科大学 名誉教授	
小川 悠治	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、標津アイヌ協会 会長	2020年3月27日より在任
児島 恭子	札幌学院大学 教授	
酒井 奈々子	帯広カムイトゥウポポ保存会 会長	
関根 真紀	平取アイヌ文化保存会 理事	
中村 吉雄 (部会長)	公益社団法人北海道アイヌ協会 理事、千歳アイヌ協会 会長	2020年3月27日より部会長

※中村専門部会長、児島委員は本会にあたる北海道立総合博物館協議会委員を兼務

[任期途中の退任]

澤田 一 憲 (部会長) 在任期間:2019年9月6日~2020年1月22日

3 評価制度

概要

平成 22 (2010) 年 9 月に道が策定した「北海道博物館基本計画」の中で「博物館運営の評価」について、「運営が適切に行われているか否かを的確に検証し、改善に努める。」ことが示されました。これを受け、平成 27 (2015) 年 8 月に開催された第 1 回北海道立総合博物館協議会において、知事から協議会に対して「北海道博物館の評価方法のあり方について」の諮問が行われました。評価方法のあり方については、会長を中心とする 3 名の協議会委員による「評価作業部会」において検討され、平成 28 (2016) 年 3 月に開催された第 2 回の協議会で答申案が承認され、知事に提出されました。答申書の主な項目は以下のとおりです。

- ・ 北海道博物館（以下「博物館」という）の評価については、博物館による「内部評価」に加え、第三者による「外部評価」が必要である。（答申書第 1 項目）
- ・ 博物館が実施する「内部評価」は、博物館の基本的運営方針及び中期目標・計画に基づいて評価項目を設定し、評価判定を行う。（答申書第 2 項目）
- ・ 第三者による博物館の「外部評価」は、北海道立総合博物館協議会が実施する。
また、北海道立総合博物館協議会アイヌ民族文化研究センター専門部会は、外部評価のための基礎的な意見交換の役割を担うこととする。（答申書第 4 項目）
- ・ 「道民参加型組織」を立ち上げ、外部としての意見聴取・交換の機能を充実させるため、館長の諮問に応える組織をつくること望ましい。（答申書第 6 項目）

「内部評価」は、毎年度、北海道博物館の各グループによる項目別評価と博物館が設置する「北海道博物館内部評価委員会（以下、「内部評価委員会」という。）」による総括評価により行い、評価結果に対して協議会による外部点検が行われます。

「外部評価」については、第 1 期中期目標・計画期の中間年である平成 29 (2017) 年度に協議会による「外部評価」が実施されました。また、中期目標・計画期の最終年度にあたる令和元 (2019) 年度には、5 年間の事業実施による中期目標・計画の達成状況についての「外部評価」が実施されました。

内部評価

項目別評価

各グループが実施した事業に関する点検作業の結果に基づいて、年度計画の項目ごとに、各グループのグループリーダーが年度事業の実績ならびに計画の達成状況や課題を整理するとともに、評価基準により評価を行っています。

総括評価

項目別評価の結果に基づいて、博物館が設置した「内部評価委員会」において、全体及び特記事項について記述式により以下の評価項目についての評価を行っています。2019 年度事業実績（4～3 月実施事業）に対する内部評価は 2020 年度に実施します。

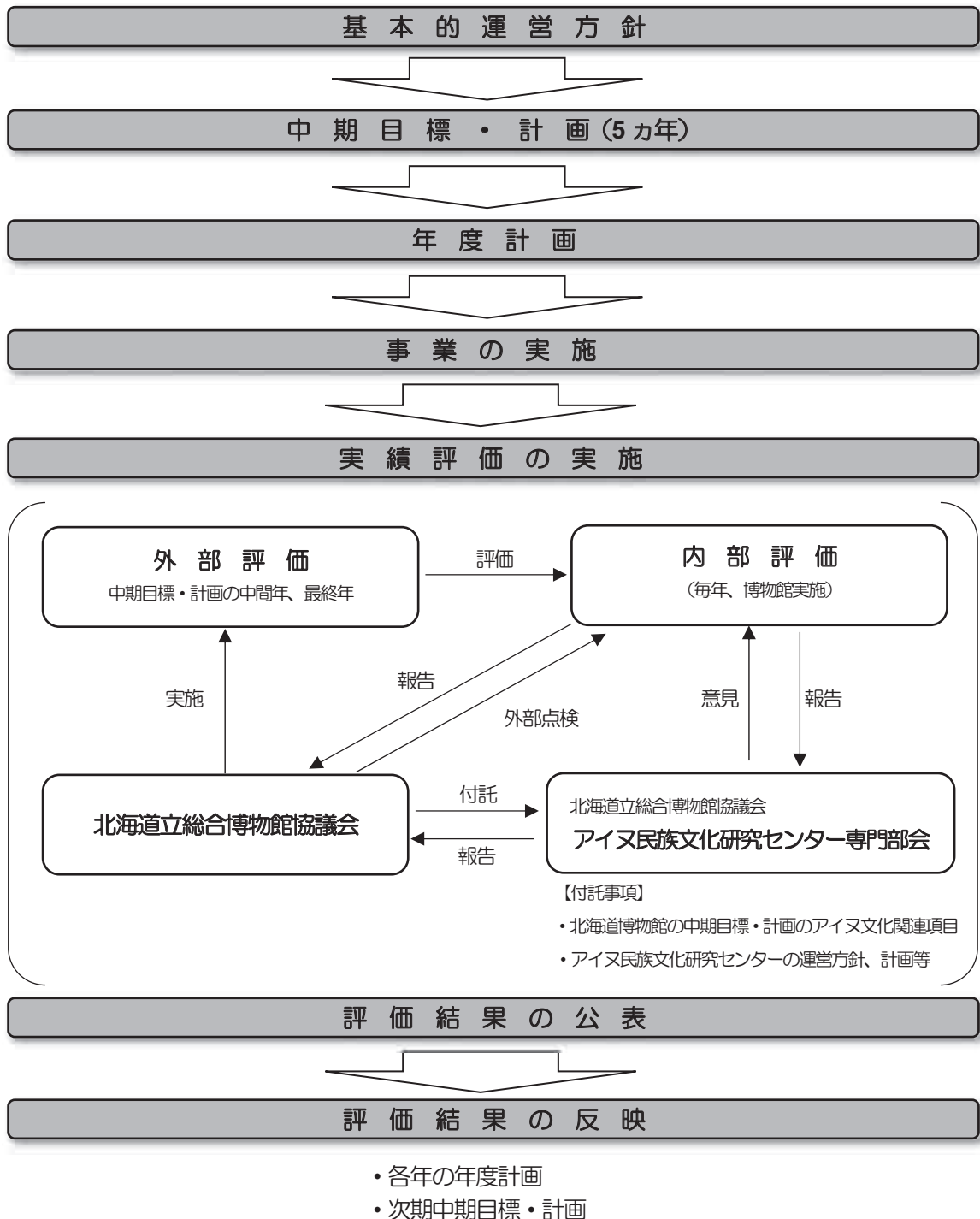
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 評 価 項 目 | (1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置 |
| | (2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置 |
| | (3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置 |
| | (4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置 |
| | (5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置 |
| | (6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置 |
| | (7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置 |
| | (8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置 |
| | (9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置 |

外部評価

北海道立総合博物館協議会により、博物館の中期目標・計画期の中間年度及び終了年度に中期目標・計画の達成状況に関しての外部評価が実施されます。

- 評価項目
- (1) 内部評価の結果に対する評価
 - (2) 内部評価の方法に対する評価
 - (3) 各年度の事業計画に対する評価
 - (4) 目標管理体制に対する評価
 - (5) ガバナンスに対する評価

アイヌ民族文化研究センター専門部会は、アイヌ民族文化研究センターの事業計画やその実績に関して基礎的な意見交換を行い、その結果を外部評価の資料として提出します。



外部評価結果

北海道博物館 第1期中期目標・計画期(平成27～31年)の最終年にあたる令和元(2019)年度の第1回北海道立総合博物館協議会において、この期間の外部評価に関する総合協議を行いました。

北海道博物館の平成27～30年度の4年間の内部評価結果に対して、事前に各協議会委員が評価を実施したものを協議会において協議したうえで、第1期中期目標・計画期の総合評価について評点(評価基準)及び総評が決定されました。

評 価 項 目	評 価 基 準 (4 段 階)
北海道博物館 第1期中間目標・計画期 外部評価 総括評価	A (十分に実施している)

【総評】

北海道博物館の基本となる活動、展示、調査研究、道内中核的機関の役割について、着実に改善、実施されている。中間外部評価の指摘もおおむね適切に対応されており順調に計画、目標を達成していると評価される。しかし、収蔵スペース、広報、道民との協働、ICT利用、ガバナンスについては、課題が残されており改善が望まれる。

【課題】

評 価 項 目	評 価 基 準 (4 段 階)
(1) 博物館活動の基盤となる、展示、調査研究等を推進させる措置	A (十分に実施している)
(2) 道民が特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とするための措置	A (十分に実施している)
(3) 利用者の視点に立った博物館づくりへの措置	A (十分に実施している)
(4) 道民との連携、協働する博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(5) 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献する措置	A (十分に実施している)
(6) 道民の知的興味に応える博物館づくりへの措置	B (十分に実施していない)
(7) 研究成果を活かし、北海道の豊かな未来の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(8) アイヌ文化の振興に寄与すると共に多文化共生社会の実現に向けた措置	A (十分に実施している)
(9) 各々の措置を実施するために必要なガバナンス体制の確立に向けた措置	B (十分に実施していない)

【1】道民との連携、協働する博物館づくりの進展速度が遅い課題がある。職員の業務内容見直し、意識改革をもって、プライオリティを高めた対応を進めていただきたい。

【2】道民の知的興味に答える博物館づくりにおいて、ICT利用の情報発信能力向上の対応を迅速にする課題がある。目標値の再検討により、道民のニーズに十分に答える対応を進めていただきたい。

【3】ガバナンスのステークホルダーの関係性記載が不明瞭なため、評価に困難が生じた。館内、館外(特に道庁)の責任所在と組織関係と問題点を整理し、より体系的なガバナンスの再定義を進めていただきたい。

4 利用者調査

道民と共に歩み、愛される博物館を目指し、利用者からの意見・評価を幅広く集め、今後の展示の企画や教育普及事業、広報活動といった博物館活動や運営の改善に活かすため、アンケートによる利用者調査を実施しています。令和元（2019）年度の実施時期と結果は以下のとおりです。

2019年度 利用者調査結果

	期間	観覧者数	アンケート回答数			
			回答率	総数	男性	女性
№1 第14回企画テーマ展 北の手仕事2019 総合展示(上記の1項目として実施)	2019年 4月27日～ 6月9日	10,865	1.7%	189	57	125
	2019年 4月27日～ 6月9日	13,577	0.8%	111		
№2 第5回特別展 アイヌ語地名と北海道 総合展示(上記の1項目として実施)	2019年 7月6日～ 9月23日	26,947	1.7%	458	227	214
	2019年 7月6日～ 9月23日	30,628	1.0%	292		
№3 第15回企画テーマ展 エゾシカ 総合展示(上記の1項目として実施)	2019年 10月12日～ 12月15日	9,839	1.9%	185	88	92
	2019年 10月12日～ 12月15日	11,765	0.9%	104		
№4 第16回企画テーマ展 北海道神宮 総合展示(上記の1項目として実施)	2020年 2月8日～ 4月5日	3,826	1.6%	61	33	27
	2020年 2月8日～ 4月5日	2,726	0.7%	20		
№5 蔵出し展 模型でみる札幌建築物語	2020年 2月8日～ 4月5日	3,148	1.9%	59		
	計	113,321	1.3%	1,479	405	458

アイヌ文化巡回展		期間	観覧者数	アンケート回答数			
				回答率	総数	男性	女性
№6 第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	2019年 9月17日～ 9月26日	802	0.4%	3	2	1	
№7 第7回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 新ひだか	2019年 9月22日～ 9月23日	250	0.0%	0			
№8 第8回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2020 白老	2020年 1月4日～ 1月19日	201	0.0%	0			
	計	1,253	0.2%	3	2	1	

■ 年代

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№1 第14回企画テーマ展 北の手仕事2019	12	44	9	9	30	21	11	15	29	8	188
№2 第5回特別展 アイヌ語地名と北海道	74	97	49	33	51	41	25	28	47	11	456
№3 第15回企画テーマ展 エゾシカ	25	28	36	16	19	16	10	11	17	6	184
№4 第16回企画テーマ展 北海道神宮	3	4	7	9	5	9	5	8	6	3	59
	計	114	173	101	67	105	87	51	62	99	887

アイヌ文化巡回展		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65～69歳	70代	80代以上	総計
№6 第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	2019年 9月17日～ 9月26日	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3

■ 居住地

		札幌市内	江別市	北広島市	恵庭市	千歳市	石狩市	その他道内	道外	国外
No1	第14回企画テーマ展 北の手仕事2019	91	22	4	1	6	0	30	30	2
No2	第5回特別展 アイヌ語地名と北海道	222	26	8	3	14	4	40	127	5
No3	第15回企画テーマ展 エゾシカ	108	17	5	3	4	0	26	19	3
No4	第16回企画テーマ展 北海道神宮	35	5	1	1	1	1	6	10	1
計		456	70	18	8	25	5	102	186	11

アイヌ文化巡回展		白老町	苫小牧市	登別市	日高管内	道内	道外	国外
No6	第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	3	0	0	0	0	0	0

■ 同伴者

		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
No1	第14回企画テーマ展 北の手仕事2019	58	39	4	26	53	8	0
No2	第5回特別展 アイヌ語地名と北海道	118	57	25	59	131	55	11
No3	第15回企画テーマ展 エゾシカ	41	34	15	27	59	7	2
No4	第16回企画テーマ展 北海道神宮	14	8	8	14	17	0	0
計		231	138	52	126	260	70	13

アイヌ文化巡回展		ひとりで	友人・仲間	カップル	夫婦	家族・親子で	学校で	その他
No6	第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	1	0	0	0	0	0	2

■ 情報源

		複数回答可													
		新聞	雑誌	テレビ	ラジオ	ポスター	ちらし	友人・知人のロコミ	友人・知人のSNS	当館のHP	Twitter	当館のイベント	赤れんが庁舎展示	その他告知	来館して
No1	第14回企画テーマ展 北の手仕事2019	19	7	11	3	47	51	42	8	19	4	3	3	19	23
No2	第5回特別展 アイヌ語地名と北海道	65	17	44	15	98	115	29	9	41	8	9	6	48	53
No3	第15回企画テーマ展 エゾシカ	24	5	8	3	42	55	19	12	14	5	5	3	13	28
No4	第16回企画テーマ展 北海道神宮	12	0	4	0	11	14	5	7	11	1	0	0	6	7
計		120	29	67	21	198	235	95	36	85	18	17	12	86	111

		複数回答可				
		白老町の広報	道博の広報	友人・知人から	来館して	その他
No6	第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	2	1	0	0	0

■ 展示に対する満足度

	満足度	内訳				
		たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満	無回答
No1 総合展示 2019年 4月27日～6月 9日	100.0%	59	52	0	0	
No2 総合展示 2019年 7月 6日～9月23日	97.6%	130	155	5	2	
No3 総合展示 2019年 10月12日～12月15日	98.1%	48	54	1	1	
No4 総合展示 2020年 2月 8日～4月 5日	90.0%	0	18	2	0	
No1 第14回企画テーマ展 北の手仕事2019	98.4%	114	65	3	0	7
No2 第5回特別展 アイヌ語地名と北海道	89.7%	183	183	24	18	50
No3 第15回企画テーマ展 エゾシカ	97.1%	81	89	3	2	10
No4 第16回企画テーマ展 北海道神宮	89.8%	26	27	6	0	2
No5 蔵出し展 模型でみる札幌建築物語	94.2%	26	23	3	0	7
	計	667	666	47	23	76

	満足度	内訳			
		たいへん満足	満足	不満足	たいへん不満
No6 第6回アイヌ文化巡回展 アイヌ語地名を歩く 2019 白老	66.7%	1	1	1	0

5 職員の資質向上

職員の専門的知識及び教育普及活動等の技能の向上を図るために、館外で実施される研修会などへの当館職員の派遣・参加を行っています。また館内研修として、原則として毎月1回、学芸職員がそれぞれ研究経過の報告をする「館内定例研究報告会」を実施しています。

職員の派遣研修

2019年度の派遣研修(6件、9名)

研修名	主催	研修内容	期間	場所	氏名
2019年度図書館等職員著作権実務講習会	文化庁	著作権法概論及び著作権法各論	9月10日～11日	東京大学(東京都文京区)	鈴木あすみ
北海道博物館協会学芸職員部会研修会	北海道博物館協会	資料の貸借マナーと技術の共有化 カルテ作成から梱包まで	9月25日～26日	白老町コミュニティセンター(白老郡白老町)	会田理人 亀丸由紀子 田中祐未
令和元年度文化財行政講座	文化庁	文化財行政に必要な基礎的事項	9月28日～29日	旧文部省庁舎東京都千代田区	鈴木明世
令和元年～2年度歴史民俗資料館等専門職員研修会	文化庁・大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館	文化財の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識と技能	11月11日～15日	国立歴史民俗博物館(千葉県市川市)	尾曲香織 鈴木あすみ
令和元年度文化財防災ネットワーク事業研修会	独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所	北海道における文化財防災を考える	12月19日	北海道立近代美術館(札幌市中央区)	田中祐未
令和元年度 古文書保存基礎講座	独立行政法人国立文化財機構	古文書の保存継承に必要な専門的知識と応急処置についての実習	1月24日～25日	九州国立博物館(太宰府市)、筑紫野市歴史博物館(筑紫野市)	田中祐未

館内研修

2019年度の館内定例研究報告会

日時	発表者	研究グループ	タイトル
5月29日	三浦泰之	歴史研究グループ	近年新しく収集した文書・記録資料について
	遠藤志保	アイヌ文化研究グループ	アイヌ語・アイヌ口承文芸資料アーカイブの現状
6月19日			各研究グループの年度計画
6月26日	圓谷昂史	自然研究グループ	アルバータ研究交流の報告(地学、博物館教育)
	亀丸由紀子	アイヌ文化研究グループ	アルバータ研究交流の報告(先住民文化)
7月24日	田中祐未	歴史研究グループ	吉田初三郎《北海道鳥瞰図》(1936)について
	舟山直治	生活文化研究グループ	廃絶した川すそ神と祭祀された川すそ神
9月18日	鈴木あすみ	博物館研究グループ	博物館学・資料関係研修から学んだこと
	小川正人	アイヌ民族文化研究センター	「山田秀三文庫」の整理から学んだこと
10月16日	櫻井万里子	博物館研究グループ	当館研究成果の公開について
	鈴木琢也	歴史研究グループ	北方四島の擦文文化
10月30日	大坂 拓	アイヌ文化研究グループ	厚司の生産と流通
	鈴木明世	博物館研究グループ	サハリン調査 超速報
11月27日	尾曲香織	生活文化研究グループ	北海道における新郎新婦の披露と「結婚祝賀会」一足寄郡樺野町の事例から一
	甲地利恵・奥田統己	アイヌ文化研究グループ	アイヌ口承文芸における音楽と言語の関係について(1)
12月25日	右代啓視	歴史研究グループ	2019年 国後島の学術調査
	奥田統己・甲地利恵	アイヌ文化研究グループ	アイヌ口承文芸における音楽と言語の関係について(2)
1月29日	青柳かつら	生活文化研究グループ	少子高齢社会のウェルビーイング創成型地域学習コンテンツの開発:名寄市智恵文の事例

	大谷洋一	アイヌ文化研究グループ	アイヌ文学「和人の散文説話」の研究
2月26日	村上孝一	博物館研究グループ	北海道開拓の村ー建設着工から42年ー

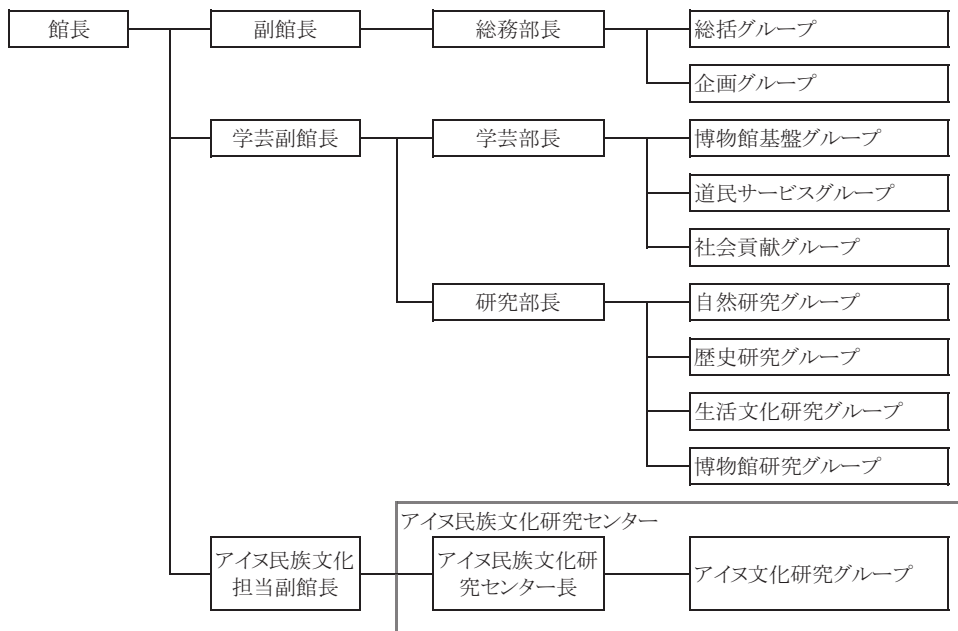
6 組織・職員名簿

歴代館長

初代 石森秀三

2015年4月1日～

組織



現員（2020年3月末現在）

所属	区分	常勤		非常勤		合計
		行政職	研究職	特別職	一般職	
館長				1		1
副館長		1				1
学芸副館長			1			1
アイヌ民族文化担当副館長				1		1
アイヌ民族文化研究センター長			(1)			(1)
部長		1	1(1)			2(1)
総括グループ		6(1)				6(1)
企画グループ			5			5
博物館基盤グループ			9			9
道民サービスグループ			8			8
社会貢献グループ		1	4(1)			5(1)
自然研究グループ			(4)			(4)
歴史研究グループ			(5)			(5)
生活文化研究グループ			(6)			(6)
博物館研究グループ		(1)	(6)			(7)
アイヌ文化研究グループ			1(5)	2		3(5)
解説員					11	11
合計		9(2)	29(29)	4	11	53(31)

※（ ）は、兼務数で内数。

学芸職員の研究分野（2020年3月末現在）

区分	研究分野	専門領域	人数
自然研究	地学	古生物	1
		古環境	1
	生物学	植物	1
		無脊椎動物	1
		脊椎動物	1
小計		5	
歴史研究	考古学	人類史	1
		北方史	1
	歴史学	近世史	1
		近代史	1
		現代史	1
	美術史学	北海道の美術・工芸史	1
小計		6	
生活文化研究	産業学	産業資源・物流	1
		産業技術・工学	1
		産業構造・産業経済	1
	生活学	日常生活	1
		儀礼・信仰・年中行事	1
		女性・寒冷地	1
小計		6	
博物館研究	博物館基盤研究	博物館教育・展示学	1
		文化財保存学	1
		建造物保存修復学	1
		建築史	1
		博物館資料学	1
		図書館情報学	1
	小計		6
アイヌ文化研究	言語	アイヌ語（北部・東部）	1
		アイヌ語（南部・西部）	1
		アイヌ口承文芸	1
	歴史（アイヌ文化研究史・研究情報）	アイヌ史	1
	芸能	歌謡・舞踊等	1
	民具・伝統的生活技術	伝統的生活技術	1
		民具	1
	小計		7
合計		30	

職員名簿（2020年3月末現在）

北海道博物館		学芸主査 青柳かつら	学芸員（兼） 表 溪太	研究職員（兼） 大谷 洋一	
館長（非常勤）	石森 秀三	研究職員 田村 雅史	研究職員（兼） 圓谷 昂史	研究職員（兼） 田村 雅史	
副館長	齊藤 文俊	研究職員 大坂 拓	歴史研究グループ		
学芸副館長	小川 正人	学芸員 表 溪太	学芸主幹（兼） 三浦 泰之	研究職員（兼） 大坂 拓	
アイヌ民族文化担当副館長（非常勤）	中村 亘	学芸員 尾曲 香織	学芸主査（兼） 山田 伸一	学芸員（兼） 亀丸由紀子	
総務部		学芸員 鈴木あすみ	学芸主査（兼） 鈴木 琢也	研究職員（非常勤） 佐々木利和	
総務部長	川田 宣人	道民サービスグループ		研究職員（非常勤） 奥田 統己	
総括グループ		学芸主幹（GL） 三浦 泰之	学芸員（兼） 田中 祐未	解説員	
主幹（GL）（兼）	川田 宣人	学芸主査 鈴木 琢也	生活文化研究グループ		主事（非常勤） 麻生 典子
主幹	山岸 睦	研究職員 圓谷 昂史	学芸主幹（兼） 池田 貴夫	主事（非常勤）	越田 雅子
主査	鈴木 健介	学芸員 田中 祐未	学芸主査（兼） 山際 秀紀	主事（非常勤）	福島奈緒子
主査	杉村 直樹	学芸員 亀丸由紀子	学芸主査（兼） 会田 理人	主事（非常勤）	堀 泰子
主査	古野健太郎	研究職員 鈴木 明世	学芸主査（兼） 青柳かつら	主事（非常勤）	山田日登美
専門主任	西尾 千秋	学芸員 澁谷 美月	学芸員（兼） 尾曲 香織	主事（非常勤）	浅井 雅世
主任	徳本 彩	学芸員 舟山 直治	学芸員（兼） 舟山 直治	主事（非常勤）	工津 尋美
企画グループ		社会貢献グループ		博物館研究グループ	
学芸主幹（GL）	池田 貴夫	学芸主幹（GL） 水島 未記	学芸主幹（兼） 堀 繁久	主事（非常勤）	折館 里佳
学芸主査	東 俊佑	研究主幹（SGL）（兼） 甲地 利恵	学芸主査（兼） 杉山 智昭	主事（非常勤）	今村ゆみ子
学芸主査	会田 理人	学芸主査 山際 秀紀	主査（兼） 櫻井万里子	主事（非常勤）	久保田幸恵
研究職員	遠藤 志保	学芸主査 山田 伸一	学芸員（兼） 鈴木あすみ	主事（非常勤）	川村 昌江
学芸員	村上 孝一	主査 櫻井万里子	研究職員（兼） 鈴木 明世		
学芸部		研究職員 大谷 洋一	学芸員（兼） 澁谷 美月		
学芸部長（兼）	小川 正人	研究部		アイヌ民族文化研究センター	
博物館基盤グループ		研究部長 右代 啓視	アイヌ民族文化研究センター長（兼） 小川 正人		人事異動
学芸主幹（GL）	堀 繁久	自然研究グループ			
学芸主査	杉山 智昭	学芸主幹（兼） 水島 未記	アイヌ文化研究グループ		
学芸主査	添田 雄二	学芸主査（兼） 添田 雄二	研究主幹 甲地 利恵	学芸員 澁谷 美月	
新任（11月1日付）					

グループ	主な事務分掌又は研究分野	
総務部	総括グループ	館の庶務、職員の人事・サービス・研修・福利厚生、職員の給与・手当、館の予算・経理・決算、庁中管理、公有財産・物品、式典、指定管理、自然公園法、道立自然公園条例など
	企画グループ	館業務の総合的企画及び連絡調整、自己点検評価、博物館協議会の運営、北海道開拓の村の整備・修繕計画など
学芸部	博物館基盤グループ	資料、展示及び調査研究に係る業務の企画、調整など
	道民サービスグループ	教育普及事業、利用者サービス及び広報に係る業務の企画、調整など
	社会貢献グループ	博物館交流、情報発信及び研究成果の活用に係る業務の企画、調整など
研究部	自然研究グループ	自然史系分野(地学、生物学)
	歴史研究グループ	歴史系分野(考古学、歴史学、美術史学)
	生活文化研究グループ	生活文化系分野(産業学、生活学)
	博物館研究グループ	博物館学系分野(展示学、博物館教育学、保存科学、資料管理学、図書館学)
アイヌ民族文化研究センター	アイヌ文化研究グループ	アイヌ文化系分野(言語、歴史、芸能、民具・伝統的生活技術)

7 予算

平成31年度当初予算

事業名	文化振興事業費（北海道博物館管理運営費）				
事業の概要	北海道博物館、北海道開拓の村、自然ふれあい交流館の管理・運営を行います。				
	項目	内容		予算額(千円)	
	管理運営費(指定管理負担金)	指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 指定管理期間：H31～R4		338,638	
	非常勤職員標準経費	報酬等		68,711	
	計			522	
予算額及び財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度	行政財産使用料
			407,871	419,876	
	内訳	一般財源	407,486	419,491	
		特定財源	385	385	
摘要					

事業名	文化振興事業費（北海道博物館費（事業費、試験研究費））				
事業の概要	北海道博物館において、北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集、保管、展示、調査研究等を行うとともに、道内博物館等の活性化を支援し、本道全体の地域文化の魅力向上を図ります。				
	項目	内容		予算額(千円)	
	事業費	展示、交流連携、情報システム整備、教育普及イベント開催等		12,172	
	試験研究費	調査研究		14,278	
	計			26,450	
予算額及び財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度	科研費間接経費
			26,450	27,234	
	内訳	一般財源	22,472	22,464	
		特定財源	3,978	4,770	
摘要					

事業名	文化振興事業費（開拓の村費）				
事業の概要	北海道開拓の村で復元・展示している歴史的建造物の老朽化による修繕等を実施します。				
	項目	内容		予算額(千円)	
	施設設備整備費	開拓の村建造物 百年記念塔補修		2,182	
				33	
	計			2,215	
予算額及び財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度	建物改修に伴う実施設計及び工事費は建設部へ移管
			2,215	4,969	
	内訳	一般財源	2,215	4,969	
摘要					

事業名	文化振興事業費（野幌森林公園管理費・施設整備費）			
事業の概要	野幌森林公園内に所在する施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全確保の観点から緊急度の高い施設の改修等を行います。			
	項目	内容		予算額（千円）
	野幌森林公園施設整備費	外構修繕、室内板改修、危険木処理		9,000
	維持費	公園管理等		3,513
	標準経費			203
	計			12,716
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			12,716	13,338
	内訳	一般財源	12,716	13,338
摘要				

事業名	民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業（日本縦断PRキャラバン；アイヌの歴史と文化展）			
事業の概要	北海道 150 年や 2020 年民族共生象徴空間開設決定を契機として、北海道の特色ある歴史や文化を発信するため、北海道博物館において特別展を開催します。			
	項目	内容		予算額（千円）
	北海道博物館特別展の開催	北海道博物館第 5 回特別展「アイヌ語地名と北海道」の開催 北海道の歴史やアイヌ文化の知識人によるシンポジウムの実施 アイヌ文化を体験できるワークショップの開催		10,000
	計			10,000
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			10,000	—
	内訳	一般財源	5,000	—
		特定財源	5,000	—
摘要	総合政策部計上		地方創生推進交付金	

事業名	民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業（アイヌ文化情報発信強化事業）			
事業の概要	国立アイヌ民族博物館を含む民族共生象徴空間開設に向け、北海道博物館が有する教育（学習機会の提供）や広報等の機能を活用しつつ、誘客促進とアイヌ文化の理解促進を図ります。			
	項目	内容		予算額（千円）
	アイヌ文化情報発信強化事業	巡回展・出前講演会の開催		879
		アイヌ文化学習小冊子等の改訂・印刷、電子書籍化		2,298
		アイヌ語アーカイブの機能拡充		4,301
学習コンテンツの製作、国際会議の場での発信 など		4,522		
計			12,000	
予算額及び 財源内訳	予算額（千円）		本年度	前年度
			12,000	10,000
	内訳	一般財源	6,000	5,000
		特定財源	6,000	5,000
摘要	総合政策部計上		地方創生推進交付金	

事業名	地域創生対策推進費 歴史文化資源を活用した観光拠点整備事業			
事業の概要	地域の歴史文化資源を活かしたまちづくりや地方創生を進めるため、開拓の村の施設整備を行います。			
	項目	内容		予算額(千円)
	改修工事	旧武井商店酒造部、旧三ツ河本そば屋改修工事ほか		360,000
	計			360,000
予算額及び 財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度
			360,000	100,000
	内訳	一般財源	8,000	50,000
		特定財源	352,000	50,000
摘要	総合政策部計上(繰越明許)			国庫補助金(地方創生拠点整備交付金1/2、地方創生推進交付金1/2)、補正予算債

事業名	災害復旧事業費			
事業の概要	平成30年台風第21号・平成30年北海道胆振東部地震により被災した、北海道開拓の村の建物等を修繕します。			
	項目	内容		予算額(千円)
		開拓使工業局等		63,322
	計			63,322
予算額及び 財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度
			63,322	—
	内訳	一般財源	63,322	—
		特定財源		—
摘要	建設部計上(繰越明許)			

事業名	赤れんがサテライト展示物等搬出経費			
事業の概要	赤れんが庁舎リニューアル改修工事(H31~R4)に伴い、北海道博物館赤れんがサテライトの展示品等を撤収します。			
	項目	内容		予算額(千円)
	資料搬出等	赤れんがサテライト展示資料の搬送、燻蒸、廃棄		2,492
	計			2,492
予算額及び 財源内訳	予算額(千円)		本年度	前年度
			2,492	—
	内訳	一般財源	2,492	—
		特定財源		—
摘要	総務部計上			

8 利用者数

2019年度の北海道博物館の総利用者数

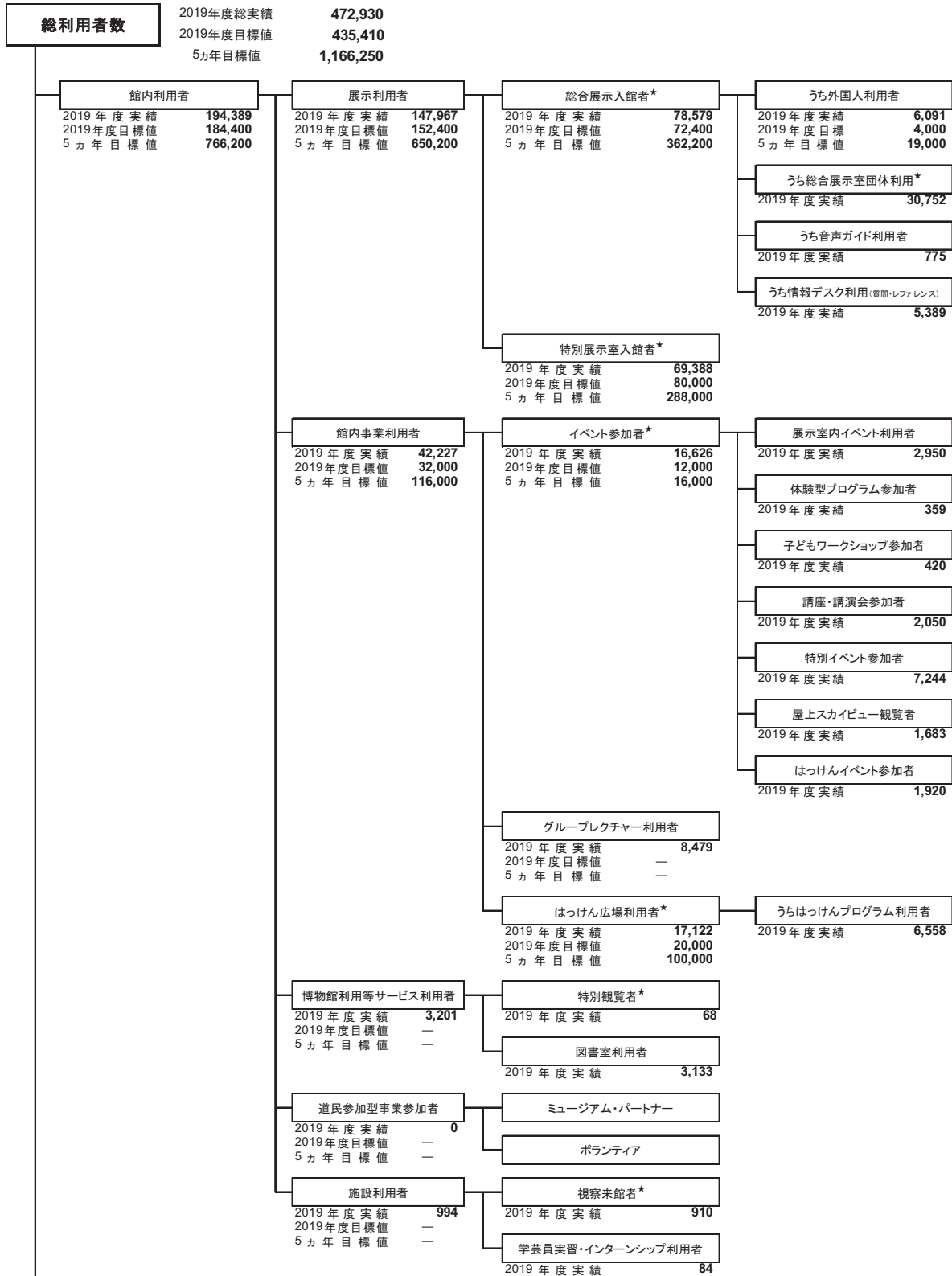
※用語・記号について

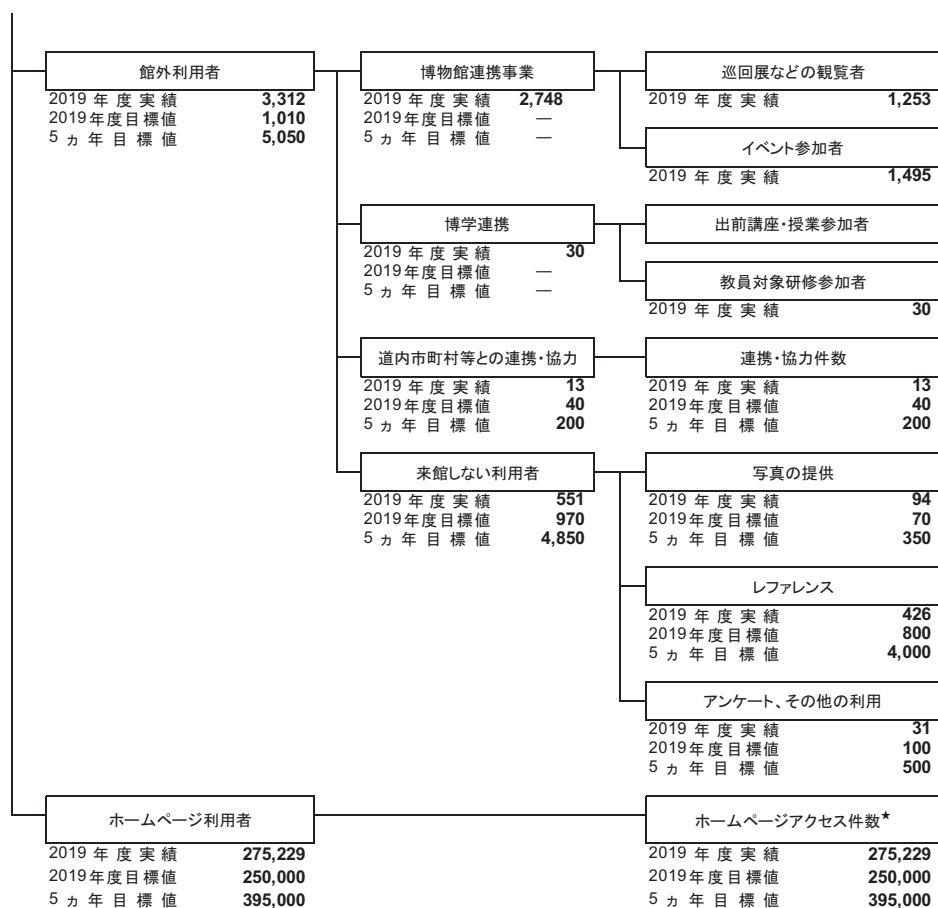
- ・2019年度目標値
- ・5ヵ年目標値
- ・★(星印)

2019年度の年度計画における目標値です。

「北海道博物館中期目標・計画(第1期)平成27年度～平成31年度」における目標値です。

「月別利用者数の推移」を別添掲載している項目であることを示しています。





月別利用者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合展示室	4,996	9,057	7,840	7,913	11,210	14,705	9,296	4,227	3,315	3,053	2,967	0	78,579
特別展示室	8,166	17,678	1,657	6,422	9,193	11,332	3,861	4,278	1,700	0	5,101	0	69,388
はっけん広場	917	1,559	1,522	1,244	2,559	4,113	2,174	1,256	658	642	478	0	17,122
イベント	1,596	6,094	559	2,556	1,838	892	547	1,581	431	323	199	0	16,616
資料閲覧	2	2	6	4	12	10	5	5	7	2	7	6	68
総合展示室団体利用	358	2,633	4,181	2,691	3,207	9,496	4,915	949	1,159	823	340	0	30,752
視察者 (上段:総合展示、下段:特別展)	9	7	59	277	83	38	56	18	30	17	12	0	910
小計	16,044	37,030	15,824	21,290	28,186	40,623	20,854	12,314	7,300	4,860	9,104	6	213,435
赤れんがサテライト	57,113	79,669	71,617	76,942	71,003	56,322	0	0	0	0	0	0	412,666
ホームページ	20,352	22,433	38,739	38,307	29,541	22,207	19,301	15,198	12,264	13,739	15,529	27,619	275,229
総計	93,509	139,132	126,180	136,539	128,730	119,152	40,155	27,512	19,564	18,599	24,633	27,625	901,330

※ 2020年2月29日～3月31日は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により臨時休館

※この表は、117-118 ページ「総利用者数」の図のうちの「★」が示した項目と赤れんがサテライトについての月別利用者数の推移をまとめたものです。

IV 資 料

北海道博物館基本的運営方針 —北海道博物館の目指す方向—

昭和46(1971)年に設置された開拓記念館は、総合的な歴史博物館として、開館から40年以上にわたり、北海道の歴史と先人の遺産を後世に伝える役割を果たしてきたが、アイヌ文化をはじめとする北海道固有の歴史や文化に対する関心が高まるとともに、道民の学習ニーズの多様化など、開拓記念館や道内の博物館を取り巻く社会情勢の大きな変化への対応が求められることとなった。

こうした状況の中、「北海道における博物館のあり方と開拓記念館の役割」に関する北海道文化審議会の答申を踏まえ、平成22(2010)年9月に「北海道博物館基本計画」を策定し、「博物館としての基本的な機能の充実」、「北海道における総合的な博物館」、「道内博物館の中核となる施設」の3つを柱とする北海道博物館の設置を目指すこととした。この中で、「アイヌ文化を保存・伝承し未来に活かす博物館」としてアイヌ文化に関する調査研究等の機能を充実することとし、そのため、アイヌ文化に関する専門的な調査研究等を行いアイヌ文化の継承と振興に寄与することを目的として平成6(1994)年に設置されたアイヌ民族文化研究センターとの統合の方向性を明記した。

こうして平成27(2015)年4月1日、開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターとの統合により、新たに北海道の自然・歴史・文化を広く扱う総合博物館として『北海道博物館』を開設した。

本方針は、「北海道博物館基本計画」を踏まえ、北海道博物館が果たすべき社会的使命を明文化するとともに、今後の博物館活動の指針として策定した。

I 北海道博物館の使命

- 北海道のすべての人、生き物、大地と海が生み出し、残し託してくれた、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を、わたしたちの大切な宝ものとして未来へとつなぎ、語り伝えることをとおして、道民が北海道を知り、誇りを確認する場であり続けます。
- 野幌森林公園という豊かな自然環境のなか、訪れた方々に北海道の自然・歴史・文化を総合的に体感していただくとともに、知的発見、癒やしとくつろぎ、世代を超えた語り合いや出会いを、おもてなしの心で提供し、道民に愛される博物館であり続けます。

- 北海道の中核的博物館として、道内の博物館等との連携により、北海道再発見のための知のネットワークを築き上げるとともに、北海道の自然・歴史・文化に関する身近な相談窓口として、道民の「知りたい」という気持ちに応えます。
- 北海道の自然・歴史・文化に関する総合的な研究機関として、北海道の国際化・文化力の向上や、持続可能な調和社会の構築をめざして、積極的なビジョンの立案・提言に努め、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりに貢献します。

II 基本方針

1 北海道立の総合博物館として、備えるべき基本的な機能を検証し、その充実を図ります

- (1) 総合博物館として、活動の基本となる収集保存、展示、教育普及、調査研究などの機能を高め、北海道ならではの自然・歴史・文化に関わる遺産を最大限に活かし、質の高い活動を展開する博物館づくりを推進します。
- (2) 道民が、充実した博物館資源を活かして、自らのアイデンティティを確かめ、過去に学び未来を展望することができるとともに、さまざまな情報や人材などが連携するネットワークを活かして、特色ある地域文化の創造や地域活性化の拠点とすることができる博物館づくりを推進します。

2 道民と共に歩み、愛される博物館として、豊かな時間と空間を提供します

- (1) さまざまな人びとが繰り返し訪れ、親しまれる「わかりやすく、おもしろく、ためになる」博物館をめざし、利用者の視点に立った、創意工夫に満ちた博物館づくりを推進します。
- (2) 博物館のさまざまな活動に、道民が利用者としてだけでなく、協働者、ときには発信者として多面的に参画する機会を創出することによって、博物館活動をより豊かにし、道民と連携、協働する博物館づくりを推進します。

3 北海道の中核的博物館として、地域の活性化に貢献します

- (1) 北海道の中核的博物館として、地域の博物館等とのネットワークを強固なものとし、共同研究、事業連携、情報共有、資料の相互活用、人材育成等を積極的に推進することにより、地域の活性化に貢献します。
- (2) 博物館ネットワークを活かし、情報の発信力を高めるとともに、レファレンス機能を強化し、道民の知的興味に応える博物館づくりを推進します。

4 専門的・総合的な研究を行う博物館として、北海道の未来に貢献します

- (1) 北海道とそれを取り巻く地域の自然・歴史・文化を学際的に調査研究する総合博物館として、その研究成果を活かして北海道の豊かな未来の実現に貢献します。
- (2) アイヌの歴史や有形・無形の文化に関する専門的な研究組織を有する世界で唯一の総合博物館として、その研究成果を活かし、普及に努め、アイヌ文化の振興に寄与するとともに、多文化共生社会の実現に貢献します。

III 中期目標・計画の策定及び点検・評価の実施

北海道博物館が社会的使命を果たすため、基本方針を踏まえ、資料の収集保存、展示、教育普及、調査研究などの博物館活動の実施に関する中期的な目標・計画を別に策定し、これを公表するとともに、本方針及び中期目標・計画に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、その運営状況について、点検及び評価を行います。

北海道博物館中期目標・計画（第1期） 平成27年度～平成31年度

重点項目

第1期中期目標・計画（平成27年度～平成31年度）については、基本的運営方針に基づき、次の3つの柱を重点項目として進める。

- ① 総合博物館かつ中核的博物館としての基本的な機能の充実や社会貢献など、信頼の確保に向けた取組を進める。
- ② 総合展示の入替えやイベントの充実など、来館者が繰り返し訪れるための魅力ある取組を進める。
- ③ 道民の興味を喚起させる展示、イベント、広報の充実など、これまで博物館を利用しなかった道民が北海道博物館を訪れるための誘導力のある取組を進める。

1 資料の収集・保存

(1) 資料の収集

- ア 資料収集方針に基づき、自然・歴史・文化に関わる後世に残すべき遺産を適切に収集する。
- イ 収集した資料については、速やかに調査し、適切に整理・分類・登録する。
- ウ 一括で寄贈を受けた貴重なコレクションについては、広く公表するとともに、展示や研究などでより多くの道民及び関連機関が活用できるように、資料群の全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

(2) 収蔵機能の強化

- ア 収蔵資料データベースの適正な運用により、資料の受入れ、出納やコンディショニング情報を一元的に管理する体制を強化するとともに、利用者への資料情報の提供に役立つ。
- イ 東日本大震災時の教訓を活かし、災害発生時の被災資料の受入れや保存処理などに対応できる機能と体制を整備する。
- ウ 市町村合併など地域社会の急激な変動による資料の散逸などの課題に対し、北海道の中核的博物館として、北海道の自然・歴史・文化遺産を保存・継承するためのプロジェクトを推進し、その受け皿としての収蔵スペースの確保について検討を進める。

(3) 資料保存環境の維持

貴重な公共の財産を預かる立場から、温湿度管理、薬剤だけに頼らない方法による虫菌害防除対策（IPM）、災害対策などを徹底し、適切な資料保存環境の維持に努める。

(4) 収蔵資料の利用への対応

収蔵資料の特別観覧や刊行物などへの使用、道内外の博物館などへの貸出しに積極的に対応し、より多くの人びとが北海道博物館の収蔵資料を利用する機会を創出する。

2 展示

(1) 総合展示室の運営

- ア 最新の研究成果を反映した総合展示の定期的な入替えにより、来るたびに違う、飽きない展示を演出するとともに、年齢、母語、障がいの有無などを問わず、すべての方にわかりやすく、楽しめる展示空間を提供する。
- イ 総合展示の展示資料について、道民及び関連機関に知ら

せるため、その全体像と個々の資料の基本情報を記した目録を刊行する。

ウ 総合展示のメンテナンスに努める。

総合展示室の利用者数（うち外国人利用者数）の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
総合展示室利用者数	362,000人
うち外国人利用者数	19,000人

(2) 企画展示の開催

- ア 他の博物館や民間企業との連携・協働、全国規模の巡回展の誘致により、より魅力的な企画展示を実現する。
- イ 道民の研究成果や創作活動の発表など、道民参加型の企画展示を導入し、道民との連携促進を図る。
- ウ 北海道博物館独自の研究成果を積極的に反映した企画展示を開催する。

特別展示室の利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値（5年間）
特別展示室利用者数	288,000人

3 調査研究

(1) 調査研究の推進

- ア 北海道の自然・歴史・文化に関する有形・無形の遺産に関する調査研究を推進し、その成果を総合展示や企画展示、教育普及事業に反映させることにより、道民が自らを知り、誇りやアイデンティティを確認する機会の提供につなげる。
- イ 道民と連携した基礎的な調査研究を実施するとともに、道民の自主的な研究活動・研究発表の場を設ける。
- ウ 外部研究機関や外部研究者と連携しながら、学際的な研究プロジェクトを推進する。
- エ 北東アジア諸地域をはじめ、北海道と友好関係にある地域、地理的・歴史的につながりのある地域、類似点のある地域の博物館や研究機関との交流及び共同研究を推進する。
- オ 館内での研修会、館外での長期研修への派遣などを実施し、職員の研究資質の向上を図る。

2) アイヌ文化に関わる調査研究の重点化

- ア 北海道の総合博物館としてアイヌ文化の継承と理解促進に資するため、アイヌ民族の言語・口承文芸、芸能、民具・生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かせない歴史について、重点的に調査研究を進める。
- イ 関係機関や研究者、伝承活動関係者などとの連携により、道内各地のアイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、整理・保存作業を行う。
- ウ 調査研究などを通じて収集した未公開の資料や研究情報については、その公開を進め、アイヌ文化の継承、学習、研究などに広く活用できるよう整備を進める。
- エ 調査研究などの成果をひろく伝えるため、研究紀要の発行や講演会・講座などの開催とともに、総合展示の充実や企画展示の実施などを進め、アイヌ文化に関する理解促進の取組を一層強化する。

4 北海道開拓の村の整備

- ア 北海道開拓の村に移築・復元されている歴史的建造物群を、北海道の貴重な財産として後世に伝える取組を進める。
- イ 建造物内の展示の充実に取り組む。

5 教育普及事業

(1) 魅力あるイベントの充実

- ア 総合展示室や「はっけん広場」で気軽に参加できるイベント、子ども向けのイベント、入門的な体験型イベントなど、来館者のニーズに対応した多彩で魅力のある行事を実施する。
 - イ 調査研究の成果を活用した、北海道の自然・歴史・文化をより深く知ることができる行事を実施する。
 - ウ 学校団体をはじめとした各種団体による利用を促進するために、グループを対象としたレクチャーや「はっけん広場」での「はっけんプログラム」など、団体向けのプログラムを実施する。
 - エ 「ミュージアムフェスティバル」や「バックヤードツアー」など、博物館活動そのものに対する理解を深めてもらうための行事を実施する。
 - オ イベントやプログラムの充実にあたっては、特にアイヌ文化や北海道の自然に関する事業を重点的に強化する。
- イベントの参加者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値 (5年間)
イベント参加者数	16,000人

(2) 教材の充実

情報・通信技術を活用した機器 (ICT 機器) による多言語解説、ワークブックや解説書、さわれる資料や五感を刺激する資料・装置など、あらゆる利用者に対応した総合展示・企画展示の理解を促す教材の充実を図る。

(3) はっけん広場の運営

- ア 「はっけん広場」の活動を充実させ、新たな発見を利用者に促すとともに、利用者同士、利用者とスタッフの交流

の輪を育む。

- イ 学校現場など、利用者の声も反映させながら、「はっけんキット」や「はっけんプログラム」の改良や開発、「はっけんイベント」の充実に努める。
 - ウ 博物館利用促進の一環として、学校など、館外への「はっけんキット」の貸出しを推進する。
- はっけん広場利用者数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値 (5年間)
はっけん広場利用者数	100,000人

6 ミュージアムエデュケーター機能の強化

- ア 一般来館者や学校団体がより効果的に学び、気づき、発見できる環境を整えるため、博物館の教育普及活動に必要な、職員の専門的知識及び技能の向上を図る。
- イ 道内の博物館、教育委員会、学校、各種団体などと連携し、より効果的な北海道博物館の利用を促進するための取組を進める。

7 道民参加型組織の整備

- ア ボランティア活動の導入、道民の自主的なサークル活動の支援、北海道博物館を支援する組織の創設などにより、博物館活動への道民参加を促進し、道民との連携を強化する。
- イ ミュージアムショップ、カフェなどの利用者サービス、有料イベントの企画・運営、外部資金の受入れと活用など、北海道博物館の各種活動に協働参画する支援組織の整備に取り組む。

8 施設及び周辺環境の整備

(1) 館内施設の整備と活用

- ア 休憩スペース、キッズ・コーナー、ミュージアムショップ、カフェなど、アメニティ設備を充実させるとともに、オリジナルグッズの提案・開発により、博物館としての魅力アップにつなげる。
- イ 記念ホール、講堂、グランドホールなどの一層の活用を図る。

(2) 周辺環境の整備

- ア 公共交通機関でのアクセス、野幌森林公園内施設相互のアクセスの利便性向上に向けた取組を進める。
- イ 野幌森林公園の景観やイメージとの調和に配慮し、トータルデザインに基づいて公園や園内各施設のサインの統一化を図る。
- ウ 野幌森林公園内の散策路、北海道博物館屋上スカイビューなどにおける野外展示の実現に向けた取組を進める。

(3) 野幌森林公園内施設との一体的な取組の推進

北海道博物館、開拓の村、自然ふれあい交流館の連携を強化し、公園内の一体的かつ効果的な運営に努め、利用者の利便性と満足度の向上を図る。

9 広報

(1) 広報活動の強化

ア 道民の博物館への関心を広げ、利用を促進していくため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、職員全員が積極的な広報活動を展開する。

イ 愛称「森のちゃれんが」とロゴマークを積極的に広報媒体やサインなどに活用することで、北海道博物館のブランドイメージの向上に役立てる。

ホームページのアクセス数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
ホームページのアクセス数(トップページ)	395,000件

(2) 赤れんが庁舎の活用及び他機関との連携

ア 赤れんが庁舎(北海道庁日本庁舎)を北海道博物館のサテライト空間として活用し、来訪者を北海道博物館に誘導する展示を実現するとともに、情報発信機能の強化に努める。

イ 他機関との連携事業に積極的に参画し、利用者と直接接する広報活動を展開する。

10 評価制度の活用と利用者ニーズの把握

ア 毎年度の事業実績について、あらかじめ評価項目を定め、館としての自己点検評価を行い、その結果を公表し、改善すべき点については、速やかに対処する。

イ オーディエンス・リサーチ(利用者調査)を実施し、その結果を分析し、公表するとともに、改善すべき点については、速やかに対処する。

ウ 自己点検評価と利用者調査をふまえ、博物館協議会による外部評価を行い、その結果を公表することを通じて、より良い博物館づくりへとつなげる。

利用者の満足度の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
利用者満足度	70パーセント

11 博物館ネットワーク

(1) 各種博物館団体との連携

ア 日本博物館協会、全国歴史民俗系博物館協議会などとの連携により、全国博物館の最新動向に関する情報入手し、道内の加盟館へと伝える一方、北海道からの要望をとりまとめるなど、北海道と全国の博物館をつなぐ役割を果たす。

イ 北海道博物館協会との連携により、地域ブロック別や館種別組織の活動を積極的に支援するなど、中核的博物館としての役割を果たし、北海道の博物館活動の活性化につなげる。

(2) 博物館交流の促進

ア 地域の博物館、図書館、教育委員会などと連携し、共同研究、共同事業などを通じて地域との協働・交流を促進させ、北海道再発見のための知のネットワークづくりへとつ

なげる。

イ 北海道博物館や道内各地において、道内の博物館職員を対象に、博物館学系の知識や技術を普及する研修会を実施する。

ウ 地域の博物館や学校などのニーズに応じ、一般、学生、教員などを対象にした出前講座を実施する。

道内市町村等との連携・協力件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
道内市町村等との連携・協力件数	200件

12 情報発信

(1) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信

ア アイヌ文化に関する資料及び学術情報を一元的に集約し、そのデータベース化を進める。

イ これらの成果については、さまざまな媒体や機会を通じた提供を進め、北海道博物館がアイヌ文化の継承、学習、研究にとっての情報センターとしての役割も果たすことができるよう、そのための機能の充実を図る。

(2) ICTなどを活用した情報発信機能の強化

ア 北海道博物館及び道内博物館の収蔵資料、図書、刊行物に関するデータを整備し、ICTを活用した、関係機関とのより効果的なネットワークを構築する。

イ ICTなどを活用した多様な媒体により、北海道博物館及び道内博物館の諸情報を道民が利用しやすい形で発信する。

(3) 道民の「知りたい」気持ちへの支援

ア 北海道の自然・歴史・文化に関わる図書、博物館刊行物、視聴覚資料などを収集し、図書室の充実を図る。

イ 収蔵資料、図書、視聴覚資料などの閲覧スペースを整備し、閲覧・複写などの各種サービスを充実させる。

ウ 北海道の自然・歴史・文化に関わる道民の身近な相談窓口として、利用者からのアクセスツールを整備し、レファレンスや学習支援の機能を強化する。

来館しない利用者による利用件数の目標値は、次のとおりとする。

設定内容	目標値(5年間)
写真の提供件数	350件
レファレンス件数	4,000件
アンケート、その他の利用件数	500件

13 人材育成機能の強化

(1) 博物館実習生やインターンシップなどの受入れ

ア 博物館実習生やインターンシップを積極的に受け入れるとともに、大学などと連携し、より効果的な実習(研修)プログラムを構築する。

イ 教員を目指す学生が博物館の活用方法について学ぶ機

会を創出するため、大学などと連携し、授業や研修の講師として当館の職員を積極的に派遣する

2) 外来研究員の受入

外部研究者や大学院生などを受け入れ、当館資料を活用した北海道の自然・歴史・文化に関する研究の機会を提供する。

(3) 派遣研修

外部機関が開催する博物館学系研修会や技術研修会に当館職員を参加させ、先端の知識と技術を集積する。

14 研究成果の発信と社会貢献

(1) 学術刊行物などの刊行

ア 研究成果を広く伝えるため、研究紀要や研究報告書などを刊行する。

イ 北海道の自然・歴史・文化の学習や理解促進のために、研究成果をわかりやすくまとめた冊子などを刊行する。

ウ 企画展示の開催に合わせて、来館者の理解を深め、学術的意義を広く知らせるために展示図録や解説用冊子を刊行する。

(2) 学会への発信

各種学会での発表や学術雑誌への投稿などにより、北海道博物館の研究成果を積極的に発信する。

(3) 職員の対外貢献

講演、各種委員への就任、共同研究への参画、出版物への寄稿、その他専門的知識の提供など、外部機関の活動に対して積極的に協力し、社会貢献に努める。

(4) 外部機関との事業連携

民間企業などを含めた外部機関と共同で行う事業を推進するとともに、外部機関の事業への協力・後援を積極的に行う。

(5) 道民の豊かな暮らしづくり・北海道の未来づくりへの貢献

ア 北海道の自然・歴史・文化を総合的に研究する機関として、北海道が抱える諸問題の解決に貢献する。

イ 道の総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」などとリンクし、道民の豊かな暮らしづくりと北海道の未来づくりへと結びつく研究を推進する。

ウ 多民族・多文化共生社会、人と自然との調和のとれた社会など、北海道であるからこそ率先して目指すべき社会のあり方についてのビジョンを提言する。

社会貢献の目標値は、次のとおりとする。

設 定 内 容	目標値 (5年間)
新聞・報道対応の件数	計 900 件
学会発表の件数	
学術雑誌等への寄稿の件数	
招待講演の件数	
各種委員・共同研究員等 委嘱の件数その他の件数	

北海道博物館の主な実績（平成27年度～令和元年度）

北海道博物館 特別展・企画テーマ展・その他の展示会（平成27年4月～令和2年3月末現在）

回数	名称	展示期間	日数	入場者数
特別展				
第1回	夷酋列像 ー蝦夷地イメージをめぐる人・物・世界ー	2015年9月5日～11月8日	56日	51,046人
第2回	ジオパークへ行く！ ～恐竜、アンモナイト、火山、地球の不思議を探す旅～	2016年7月9日～9月25日	68日	59,243人
第3回	プレイボール！ー北海道と野球をめぐる物語ー	2017年7月8日～9月24日	68日	19,565人
第4回	幕末維新を生きた旅の巨人 松浦武四郎 ー見る、集める、伝えるー	2018年6月30日～8月26日	50日	44,477人
第5回	アイヌ語地名と北海道	2019年7月6日～9月23日	69日	26,947人
企画テーマ展				
第1回	学芸員 おすすめの1点 ようこそ北海道博物館へ	2015年4月18日～6月7日	44日	23,889人
第2回	鶴	2015年6月27日～8月16日	44日	15,091人
第3回	北海道のアンモナイトとその魅力	2015年11月28日～2016年1月17日	36日	6,071人
第4回	神様おねがい！ー地域と人をむすぶ祈りのかたちー	2016年2月27日～4月10日	38日	5,324人
第5回	アイヌ民族資料を守り伝える力	2016年4月28日～6月5日	34日	9,419人
第6回	きれい？不思議？楽しい？漂着物 ー北の海辺でお宝みつけ！ー	2016年10月14日～11月27日	39日	6,139人
第7回	あったかい住まい ー北海道・住まいの道のりー	2017年2月3日～3月31日	49日	5,445人
第8回	夜の森 よこそ！動物たちの世界へ	2017年4月28日～6月4日	33日	10,484人
第9回	弥永コレクション	2017年10月20日～12月24日	54日	8,354人
第10回	カムイとアイヌのものがたり	2018年2月2日～4月8日	57日	7,247人
第11回	野幌森林公園いきもの図鑑	2018年4月27日～6月3日	33日	12,060人
第12回	りんご農家の道具	2018年9月21日～11月25日	57日	10,085人
第13回	アイヌ民族の文化財を未来へつなぐ ー博物館のはたす役割ー	2019年2月8日～4月7日	51日	8,345人
第14回	現代の作り手によるアイヌ刺繍作品 北の手仕事2019	2019年4月27日～6月9日	39日	10,865人
第15回	エゾシカ	2019年10月12日～12月15日	56日	9,839人
第16回	北海道神宮	2020年2月8日～4月5日	23日	3,826人
蔵出し展				
第1回	アイヌ民族の造形美 ー北海道博物館所蔵の木盆ー	2016年12月22日～2017年1月15日	18日	1,632人
第2回	模型でみる札幌建築物語	2020年2月8日～4月5日	23日	3,148人
アイヌ文化巡回展				
第1回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2016 枝幸	2016年7月5日～9月4日		2,705人
第2回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2016 美幌	2016年10月8日～11月27日		1,014人
第3回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2017 羅臼	2017年7月22日～10月18日		952人
第4回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2018 層雲峡	2018年8月21日～9月30日		8,792人
第5回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2018 標津	2018年10月6日～10月21日		2,164人
第6回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2019 白老	2019年4月27日～5月14日		802人
第7回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から～ 2019 新ひだか	2019年9月22日～9月23日		250人
第8回	アイヌ語地名を歩く ～山田秀三の地名研究から 学習2019白老ノツの制作	2020年1月4日～1月19日		201人
その他の展示				
北海道・アルバータ州姉妹提携35周年記念事業 「Across Borders:石川直樹写真展」		2015年11月28日～2016年1月17日	36日	4,390人
秩父宮記念スポーツ博物館北海道巡回展 「2020東京オリンピック・パラリンピックがやってくる」		2017年2月3日～3月17日	37日	4,267人
「中島宏章写真展 あなたの街のコウモリの森」		2017年4月28日～6月4日	33日	10,484人
国立科学博物館 巡回ミュージアム「生命のれきしー君につながるものがたりー」		2018年12月8日～2019年1月20日	31日	13,101人
ニュージーランドマオリ工芸学校日本巡回展「TUKU IHO 受け継がれるレガシー」		2019年4月27日～5月14日	16日	7,738人

北海道博物館中期目標・計画(第1期) 主な目標・実績数

中期目標・計画における項目		中期目標・計画期全体			年度推移					
項目番号	項目	5か年目標値	5か年実績値	5か年達成度※	1年あたり目標値	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	平成31/令和 元(2019)年度
						実績値 達成度※※	実績値 達成度※※	実績値 達成度※※	実績値 達成度※※	実績値 達成度※※
2(1)	総合展示室利用者数	362,000人	515,833人	142.5%	72,400人	149,046人 205.9%	108,374人 149.7%	80,519人 111.2%	99,315人 137.2%	78,579人 108.5%
2(1)	うち外国人利用者数	19,000人	24,059人	126.6%	3,800人	3,301人 86.9%	4,417人 116.2%	4,836人 127.3%	5,414人 142.5%	6,091人 160.3%
2(2)	特別展示室利用者数	288,000人	386,167人	134.1%	57,600人	104,441人 181.3%	87,515人 151.9%	44,472人 77.2%	88,089人 152.9%	61,650人 107.0%
5(1)	イベント参加者数	16,000人	71,229人	445.2%	3,200人	8,495人 265.5%	12,708人 397.1%	16,058人 501.8%	17,342人 541.9%	16,626人 519.6%
5(3)	はっけん広場利用者数	100,000人	120,780人	120.8%	20,000人	34,561人 172.8%	27,689人 88.4%	20,194人 101.0%	21,214人 106.1%	17,122人 85.6%
9(1)	ホームページのアクセス数(トップページ)	395,000件	1,226,016件	310.4%	79,000件	270,758件 342.7%	219,491件 277.8%	200,591件 253.2%	259,947件 329.0%	275,229件 348.4%
10	利用者満足度	70%	92.00%	131.4%	70%	85.3% 121.9%	95.5% 136.4%	96.1% 137.3%	87.1% 124.4%	95.0% 135.7%
11(2)	道内市町村等との連携・協力件数	200件	147件	73.5%	40件	38件 95.0%	36件 90.0%	30件 75.0%	30件 75.0%	13件 32.5%
12(3)	写真の提供件数	350件	562件	160.6%	70件	132件 188.6%	98件 140.0%	112件 160.0%	126件 180.0%	94件 134.3%
12(3)	レファレンス件数	4,000件	1,772件	44.3%	800件	280件 35.0%	203件 25.4%	392件 49.0%	471件 58.9%	426件 53.3%
12(3)	アンケート、その他の利用件数	500件	108件	21.6%	100件	12件 12.0%	13件 13.0%	30件 30.0%	22件 22.0%	31件 31.0%
14(5)	新聞・報道対応の件数	計900件	1,499件	267.9%	計180件	128件	343件	310件	418件	300件
14(5)	学会発表の件数		120件			43件	25件	24件	16件	12件
14(5)	学術雑誌等への寄稿の件数		145件			32件	45件	23件	34件	11件
14(5)	招待講演の件数		348件			68件	60件	65件	91件	64件
14(5)	各種委員・共同研究員等委嘱の件数		165件			38件	43件	35件	28件	21件
14(5)	その他の件数		134件			9件	38件	23件	33件	31件
		※ 目標値に対する実績値の達成割合(実績÷目標)								
		※※5か年目標値を5で割った値に対する実績値の割合(実績÷(目標÷5))								

条例・規則など

1 北海道立総合博物館条例

平成26年10月14日条例第91号

(改正 平成28年3月31日条例第37号

平成31年3月15日条例第17号)

第1章 設置及び管理

(設置)

第1条 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を総合的に収集し、保管し、展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、道民の教養の向上及び文化の発展に寄与するため、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立総合博物館	札幌市及び江別市

(総合博物館に置く施設)

第3条 総合博物館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 北海道博物館（以下「本館」という。）
- (2) 北海道開拓の村（以下「開拓の村」という。）
- (3) 野幌森林公園自然ふれあい交流館（以下「ふれあい交流館」という。）

(事業)

第4条 総合博物館は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の当該右欄に定める事業を行う。

1 本館	<p>ア 北海道の歴史、文化、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 本館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「本館資料」という。）に関する専門的な調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 本館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行うこと。</p> <p>エ アイヌ民族文化に関する調査研究及びその成果の普及、情報の収集及び提供並びに研究の支援を行うこと。</p> <p>オ 北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>カ 特別展示室及びその附属設備を北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しの利用に供する</p>
------	--

	<p>こと。</p> <p>キ 本館資料に関し、案内書、解説書、目録、研究紀要等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。説明、助言等を行うこと。</p> <p>ク 他の博物館等と連携し、及びこれらの研究活動等に協力すること。</p>
2 開拓の村	<p>ア 北海道の開拓の歴史を示す建造物等を保管し、及び展示すること。</p> <p>イ 北海道の開拓過程における生活様式、年中行事等に係る催しを開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p> <p>ウ 開拓の村の展示物に関し、案内書、解説書等の作成及び配布並びに必要な説明、助言等を行うこと。</p>
3 ふれあい交流館	<p>ア 道立自然公園野幌森林公園の自然に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>イ ふれあい交流館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「交流館資料」という。）に関する調査研究を行うこと。</p> <p>ウ 交流館資料に関し、必要な説明、助言等を行うこと。</p> <p>エ 自然に関する情報提供を行うこと。</p> <p>オ 自然に関する講演会、講習会、研究会等を開催し、及び他のものが行うこれらの催しに協力すること。</p>

2 総合博物館は、前項の事業のほか、その設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 総合博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項の表1の事項カ、2の事項及び3の事項に定める事業に関すること。
- (2) 第8条第1項、第12条第1項、第13条第2項及び第16条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- (4) その他知事が定める業務
(利用日及び利用時間)

第7条 総合博物館の利用日及び利用時間は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、総合博物館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に総合博物館の利用日又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認)

第8条 本館若しくは開拓の村の施設等又は次に掲げる設備の利用(別表第2に掲げる場合に限る。)をしようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 北海道百年記念塔前駐車場
(2) 北海道開拓の村前駐車場

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

(利用の承認の基準)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。
(2) 総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
(4) その他総合博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項の承認を受けたとき。
(3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(利用料金)

第11条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、

指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(開拓の村建物等の使用の承認等)

第12条 開拓の村建物等(開拓の村の建物(管理棟のホール、ビジターセンター、体験学習室及び食堂棟に限る。)及び当該建物の附属設備、展示されている建造物等(以下「展示建造物等」という。)並びに入口広場をいう。)を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、総合博物館の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

3 第9条及び第10条の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第8条第2項」とあるのは、「第12条第2項」と読み替えるものとする。

(特別観覧等の承認)

第13条 本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写(以下「特別観覧」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写(以下これらを「特別利用」という。)を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別観覧等の方法等)

第14条 特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

2 知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

3 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

4 指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第15条 本館資料、開拓の村の展示建造物等若しくは管理棟又は交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

第16条 本館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

- 2 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

(1) 交流館資料の使用の目的が総合博物館の設置の目的に反するとき。

(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(指定管理者の指示等)

第17条 指定管理者は、総合博物館の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者、第12条第1項の承認を受けた者及びふれあい交流館を利用する者に対しその利用若しくは使用に関し指示をし、又は利用中若しくは使用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用若しくは使用の状況を調査させることができる。

(知事による管理)

第18条 第5条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、総合博物館の管理に係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条から第10条まで(第9条及び第10条の規定を第12条第3項において準用する場合を含む。)、第12条第1項及び第2項、第13条第2項、第14条第3項及び第4項並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第11条第1項中「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第11条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第19条 この章に定めるもののほか、総合博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 北海道立総合博物館協議会

(設置)

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適正に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。

- 2 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 協議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第23条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 博物館に関する知見を有する者
- (3) アイヌ民族文化に関する知見を有する者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第26条 協議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例（平成6年北海道条例第4号）
- (2) 北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第4号）

(北海道立開拓記念館条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立開拓記念館条例（以下「旧条例」という。）第11条、第14条第2項又は第17条第2項の規定により指定管理者がした承認は、それぞれ、第12条第1項、第13条第2項又は第16条第2項の規定により指定管理者がした承認とみなす。

4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項、第16条又は第17条第1項の規定により知事がした承認は、それぞれ、第13条第1項、第15条又は第16条第1項の規定により知事がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定により知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請で、この条例の施行の際承認をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この条例の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

(北海道個人情報保護条例及び北海道情報公開条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「北海道立開拓記念館」を「北海道立総合博物館」に改める。

- (1) 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第44条第2項
- (2) 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第23条

附則（平成28年3月31日条例第37号）

〔北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月15日条例第17号）

〔北海道立総合博物館条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分	利用日	利用時間
本館、開拓の村及びふれあい交流館	1月4日から12月28日まで(月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」とい	午前9時30分から午後4時30分まで

	う。)に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日)を除く。)	
北海道百年記念塔前駐車場及び北海道開拓の村前駐車場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで

別表第2（第8条、第11条関係）

1 本館に展示する資料を閲覧する場合

(1) 常設展示を閲覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,010円	1人につき 860円

(2) 特別展示（本館が開催する特別展示に限る。(3)において同じ。)を閲覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	370円	1人につき 280円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない者を除く。)	1,010円	1人につき 860円

(3) 常設展示及び特別展示を併せて閲覧する場合

区分	利用料金の上限額	
	個人	10人以上の団体
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	180円	1人につき 130円
2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	700円	1人につき 510円
3 1及び2以外の者(学齢に達しない	1,830円	1人につき 1,440円

者を除く。)		
--------	--	--

2 本館において携帯用展示解説器を利用する場合
1回につき 280円

3 本館の特別展示室を利用する場合
1日につき 72,210円

4 開拓の村に入場する場合

区分		利用料金の上限額	
		個人	10人以上の団体
1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者	夏期	1,310円	1人につき1,180円
	冬期	1,180円	1人につき1,100円
2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	夏期	1,790円	1人につき1,460円
	冬期	1,460円	1人につき1,180円

5 開拓の村の馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

区分	利用料金の上限額
1 3歳以上15歳未満の者	1人1回につき 280円
2 15歳以上の者	1人1回につき 620円

6 北海道百年記念塔前駐車場又は北海道開拓の村前駐車場を利用する場合

区分	利用料金の上限額
バス	1回1日につき 380円
乗用車	1回1日につき 180円
自動二輪車(原動機付き自転車を含む。)	1回1日につき 130円

備考

- 4の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。
- 6の表において、貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車の区分によるものとする。

一部改正〔平成28年条例37号、平成31年条例17号〕

2 北海道立総合博物館管理規則

平成26年10月14日規則第72号

(改正 平成28年3月31日規則第40号)

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立総合博物館条例(平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館(以下「総合博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料(以下「本館資料」という。)、同表に規定する交流館資料(以下「交流館資料」という。)若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等(以下「展示建造物等」という。)を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

第4条 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

第5条 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)の全部又は一部を還付することができることとする。

(1) 条例第8条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めたとき。

(2) 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。

- (3) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (4) その他知事が特別の理由があると認めるとき。
(利用料金の減免の基準)

第6条 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。
- ア 小学校若しくは義務教育学校の前期課程の児童又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上で利用する場合に限る。）
- エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
- コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- サ 65歳以上の者
- シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認めるとき。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができることとする。
- ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示会等の催しのために利用するとき。

イ その他知事が必要と認めるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができることとする。

(施設設備等の変更の禁止)

第7条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属設備又は同項に規定する開拓の村建物等（以下「施設設備等」という。）の利用又は使用に際し、施設設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務等)

第8条 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条（条例第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者から徴収するものとする。

(特別観覧の承認)

第9条 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受けようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するものとする。

(特別観覧等の時間)

第10条 特別観覧及び特別利用（条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時間を変更することができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第11条 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

(本館資料の貸出しの承認)

第12条 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、承認することができる。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) その他知事が適当と認める者

3 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交付するものとする。

（本館資料等の貸出期間）

第13条 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、60日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

（本館資料等の滅失等の届出等）

第14条 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（利用に供しない本館資料）

第15条 知事は、個人若しくは法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適当な情報（以下「個人の秘密等の情報」という。）が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの（以下「条件付き寄贈資料」という。）については、特別観覧その他の利用（以下「特別観覧等」

という。）に供しないものとする。

2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

（本館資料の利用の制限）

第16条 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。

（知事による管理）

第17条 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止）

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（平成6年北海道規則第66号）

(2) 北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）

（経過措置）

3 この規則の施行前に前項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則（附則第5項において「旧施行規則」とい

う。) 第10条、第11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長(附則第5項において「所長」という。)がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。

4 この規則の施行前に附則第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則(以下「旧管理規則」という。)第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式
(第4条関係)

別記第2号様式
(第9条関係)

別記第3号様式
(第9条関係)

別記第4号様式
(第11条関係)

別記第5号様式
(第11条関係)

別記第6号様式
(第12条関係)

別記第7号様式
(第12条関係)

文書様式(北海道立総合博物館管理規則に定める様式)

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日		
北海道知事 様		
主たる事務所の所在地 指定管理者の名称 代表者の氏名 ㊟		
利用料金承認申請書		
北海道立総合博物館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第11条第3項の規定により、申請します。		
区 分	利用料金の額(円)	備 考
(日本工業規格A4)		

別記第2号様式(第9条関係)

年 月 日		
北海道知事 様		
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号		
特別観覧承認申請書		
次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第1項の規定により、申請します。		
資料品名	点 数	備 考
観 覧 日	年 月 日	
観 覧 方 法	観 覧 模 写 模 造 撮 影 複 写	
観 覧 目 的		

別記第3号様式(第9条関係)

北博第 号 年 月 日		
(申請者) 様		
北海道知事 印		
特別観覧承認書		
年 月 日申請の北海道博物館資料の特別観覧を次のとおり承認します。		
資料品名	点 数	備 考
観 覧 日	年 月 日	
観 覧 方 法	観 覧 模 写 模 造 撮 影 複 写	
観 覧 目 的		
注意		
1 北海道立総合博物館条例及び北海道立総合博物館管理規則の規定を遵守すること。		
2 北海道博物館資料、施設、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。		

別記第4号様式(第11条関係)

その1

年 月 日		
北海道知事 様		
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号		
模写品等刊行等承認申請書		
次のとおり(北海道博物館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。		
使 用 目 的		
資 料 名		
作 品 名		
製 作 数		
価 額	有 料 円 無 料	
製 作 予 定 年 月 日	年 月 日	

別記第4号様式（第11条関係）
その2

年 月 日												
北海道知事 様												
申請者 住 所 職 業 氏 名 電話番号												
模写品等刊行等承認申請書												
次のとおり（北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟）の（模写 模造 撮影 複写）品の（刊行 複製 使用）の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 品 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製 作 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価 額</td> <td style="text-align: center;">有料 円 無料</td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	使用目的		建物等の名称		作 品 名		製 作 数		価 額	有料 円 無料	製 作 予 定 日	年 月 日
使用目的												
建物等の名称												
作 品 名												
製 作 数												
価 額	有料 円 無料											
製 作 予 定 日	年 月 日											

別記第5号様式（第11条関係）

北博第 号 年 月 日												
(申請者) 様												
北海道知事 印												
模写品等刊行等承認書												
年 月 日申請の模写品等の（刊行 複製 使用）を次のとおり承認します。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料名又は建物等の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 品 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製 作 数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>価 額</td> <td style="text-align: center;">有料 円 無料</td> </tr> <tr> <td>製 作 予 定 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	使用目的		資料名又は建物等の名称		作 品 名		製 作 数		価 額	有料 円 無料	製 作 予 定 日	年 月 日
使用目的												
資料名又は建物等の名称												
作 品 名												
製 作 数												
価 額	有料 円 無料											
製 作 予 定 日	年 月 日											
<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の使用目的以外に使用しないこと。 2 使用に際しては、北海道立総合博物館所有の旨を明記すること。 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。 												

別記第6号様式（第12条関係）

年 月 日								
北海道知事 様								
申請者 機 関 名 所 在 地 代表者名								
資料貸出承認申請書								
次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第1項の規定により、申請します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>資料品目及び数量</td> <td></td> </tr> </table>	使用目的		使用場所		貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	資料品目及び数量	
使用目的								
使用場所								
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで							
資料品目及び数量								

別記第7号様式（第12条関係）

北博第 号 年 月 日								
(申請者) 様								
北海道知事 印								
資料貸出承認書								
年 月 日申請の北海道博物館資料の貸出しについて、次のとおり承認します。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>資料品目及び数量</td> <td></td> </tr> </table>	使用目的		使用場所		貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで	資料品目及び数量	
使用目的								
使用場所								
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで							
資料品目及び数量								
<p>注意 貸出しを受けた資料を上記の使用目的以外の目的に供し、又は上記の使用場所以外の場所で利用してはならないこと。</p>								

利用案内

1 見学案内

〔開館時間〕

5～9月：9:30～17:00 10～4月：9:30～16:30

※閉館時間の30分前までにお入りください。

〔休館日〕

毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は直後の平日）、年末年始（12月29日～1月3日）

※このほか臨時休館する場合があります。詳しくは、ウェブサイトなどでご確認ください。

〔観覧料〕

(1) 総合展示室の観覧料

区 分	大学生・高校生	一 般
個 人	300 円	600 円
10名以上の団体料金	200 円	500 円

※中学生以下、65歳以上の方は無料です。入館の際に年齢のわかるもの（生徒手帳、健康保険証、運転免許証など）をご提示ください。

※障害のある方は無料です。入館の際に障害者手帳などをご提示ください。

※高校生は、土曜日・5月5日（こどもの日）・11月3日（文化の日）に利用する場合、並びに学校教育又は社会教育を目的として利用する10名以上の団体の場合は無料になります。

※その他、北海道博物館と北海道開拓の村の共通チケットや年間パスポートなど、お得なチケットもあります。

(2) 特別展示室の観覧料

- ・特別展では、別途定める観覧料が必要となります。
- ・その他、無料で見学できる企画テーマ展なども開催します。

〔観覧料の免除〕

(1) 次に掲げる事項に該当する方は、それらを証明するものをご提示いただくと、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

- ・小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- ・土曜日又はこどもの日若しくは文化の日を利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方
- ・学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる方（10人以上で利用する場合に限る。）
- ・特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- ・児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- ・身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている方及びその引率者
- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方及びその引率者
- ・精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された方及びその引率者
- ・老人福祉法に規定する老人福祉施設に入所している方及びその引率者
- ・65歳以上の方
- ・その他知事が上記に掲げる方に準ずると認める方

(2) (1)以外の人で、知事が特別な理由があると認める場合は、観覧料が免除されます。事前申請が必要な場合がありますので、あらかじめウェブサイトを確認するか、電話でお問い合わせください。

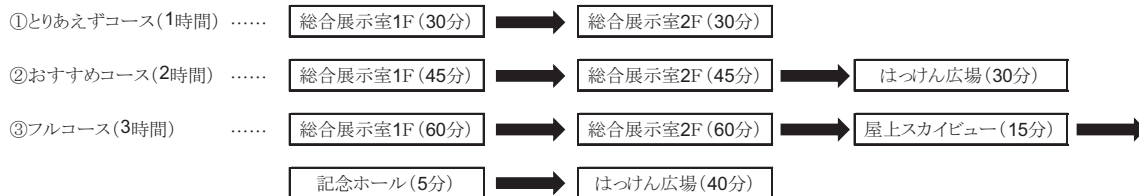
〔お客さまへの注意事項〕

お客さまにおいては、係員の指示に従うほか、特に次のような秩序を乱す行為は禁じられています。

- ・建物、附属施設又は展示資料を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為
- ・他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為
- ・指定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること

〔おすすめ見学コースおよび所要時間〕

どこからでも自由に見学できますが、所要時間の目安としては、次のおすすめ見学コースが参考になります。



※特別展示室も見学すると、さらに30～60分かかります。

※「屋上スカイビュー」は4月～9月の祝日のみ10:00～16:00に実施。雨天や強風などの場合は開放を中止します。

2 図書室の利用

図書室をご利用されるお客さまは、総合展示の観覧なしで利用いただけます。

〔利用の手続き〕

- ① 1階総合案内で「図書室利用者証」と「図書室利用票」をお受け取りください。
- ② 「図書室利用者証」を着用し、1階総合展示室入口からお入りください。
(利用者証を着用しないと総合展示室の観覧料がかかりますので、ご注意ください。)
- ③ 図書室に着いたら、備え付けの電話でスタッフをお呼びください。そして、スタッフに「図書室利用票」をご提示のうえ、ご利用ください。

〔お帰りの際〕

- ① 図書室担当のスタッフに「図書室利用票」をお渡しください。
- ② 総合展示室内を通過して1階展示室入口から出て、1階総合案内で「図書室利用者証」をご返却ください。

〔利用時間〕

開館時間と同じです。

3 収蔵資料のご利用

〔資料の特別観覧〕

資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写を行いたい場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「特別観覧承認申請書」を提出してください。特別観覧の時間は午前10時から午後4時までです。

〔模写品等のご利用〕

資料を模写・模造・撮影し、又は複写したもの(模写品等と総称)を刊行し、若しくは複製し、又は研究発表などに使用する場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「模写品等刊行等承認申請書」を提出してください。

〔資料の貸出〕

資料の貸出を受ける場合は、事前に電話にてお問い合わせ・ご相談のうえ、「資料貸出承認申請書」を提出してください。貸出期間は60日間以内ですが、知事が特に必要と認めるときは、延長することができます。

※ 資料貸出を受けることができる方は、次のとおりです。

博物館法及び独立行政法人通則法に規定する博物館及び博物館相当施設の長、社会教育法に規定する公民館の長、国立の図書館及び図書館法に規定する図書館の長、学校教育法に規定する学校の長、その他知事が適当と認める場合。

4 学校教育用補助教材のご案内

授業などで活用できる補助教材の無料貸出を、北海道内の学校・公民館などを対象として行っています(貸出期間：原則2週間以内)。

ご希望の方は、事前にお電話で「北海道博物館 道民サービスグループ 教材貸出担当」(TEL：011-898-0456)まで、予約状況等の確認・相談をしてください。

〔申し込みから返却までの流れ〕

- ① 電話で予約状況を確認し、仮予約をしてください。
- ② 申請書を郵便にて送付してください。(申請書等の書式は、北海道博物館ホームページからダウンロードできます)
- ③ 借用書を用意し、当館にお越しください。
- ④ 利用後、活用報告書をお持ちのうえ、教材をご返却ください。

5 交通案内

〔バスをご利用の場合〕

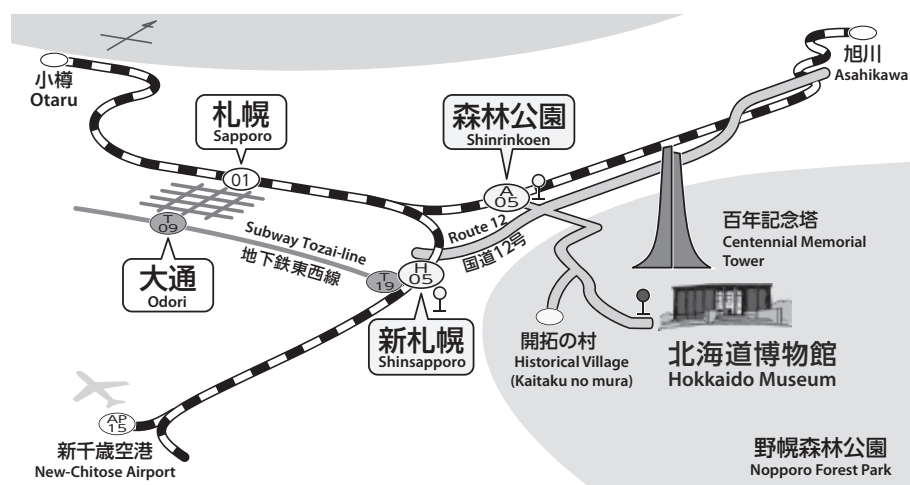
- (1) 新札幌駅から バスターミナル・のりば⑩ (北レーン)
 - ・ ジェイ・アール北海道バス 新22「開拓の村」行きに乗りし、「北海道博物館」で下車。
- (2) 森林公園駅から 東口バス停
 - ・ 新札幌駅からの上記のバスが森林公園駅に寄ります。
- (3) 大麻・江別方面から
 - ・ ジェイ・アール北海道バス・タ鉄バス新札幌方面行きに乗りし、「厚別東小学校前」で下車 (バス停から徒歩15分)。

〔タクシーをご利用の場合〕

新札幌駅から 約10分

〔徒歩の場合〕

森林公園駅から 約20～25分



【北海道博物館ウェブサイト】

<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp>

【Twitter】

https://twitter.com/Hokkaido_Museum

【各種の問い合わせ・申し込みは下記まで】

- ① ご利用に関する問い合わせ、学校以外の団体でのご利用、図書室のご利用に関することは
電話:011-898-0466(総合案内) FAX:011-897-1865
- ② 学校団体の予約、イベントの申し込みは
電話:011-898-0500(学校団体受付・行事申込み専用ダイヤル) FAX:011-898-0590
- ③ その他に関することは
電話:011-898-0456(総務部) FAX:011-898-2657

北海道博物館要覧 2019

発行日 令和2(2020)年7月31日

編集・発行 北海道博物館

〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

TEL(011) 898-0456 FAX(011) 898-2657



北海道博物館
HOKKAIDO MUSEUM

森のチャレンジ